第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 28 年 6 月 21 日 (火曜日)

議事日程

平成28年6月21日 午前9時40分 開会

- 1 開議宣告
- 日程第1諸般の報告
 - (1)議長の報告
 - ①議員と語る会の町民要望
 - ②政治倫理審査会 審査結果の報告
- 日程第 2 議案第72号 大山町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第 73 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例の一部を改正する条例 について
- 日程第 4 議案第 74 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 5 議案第 75 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第 76 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第 77 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 78 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 9 議案第 79 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 80 号 物品購入契約の締結について (大山第1分団消防ポンプ自動車)
- 日程第 11 議案第 81 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 12 議案第 82 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 14 陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかる ための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書
- 日程第 15 陳情第 5 号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財 源確保を求める陳情書
- 日程第16発議案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 17 発議案第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第 18 発議案第 6 号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と 財源確保を求める意見書の提出について

日程第 19 議員圓岡伸夫君に対する懲罰の件について 日程第20議員派遣について 日程第21 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査) 日程第22 閉会中の継続調査について(教育民生常任委員会 所管事務調査) 日程第23 閉会中の継続調査について(経済建設常任委員会 所管事務調査) 日程第24 閉会中の継続調査について(広報常任委員会 所管事務調査) 日程第25 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査) 本日の会議に付した事件 議事日程に同じ 出席議員(16名) 1番 加藤 紀之 2番 大 原 広 巳 3番 大 杖 正彦 遠藤 幸子 4番 5番 伸夫 米 本 隆 記 圓岡 6番 大 森 正 治 杉 谷 洋 一 7番 8番 9番 野 口 昌 作 大 介 10番 近 藤 11番 西 尾 寿 博 12番 吉 原 美智恵 岩 井 美保子 13番 聰 14番 畄 田 野口俊明 15番 西 山 富三郎 16番 欠席議員(なし) 欠員(なし) 事務局出席職員職氏名 局長 …………… 手 島 千 津 夫 書記 ………… 提 嶋 護 大 説明のため出席した者の職氏名 町長 ………森 田 増 範 教育長 ………… 山 根 浩 副町長 ………小 西正記 教育次長……………齋 藤 厅 宏 総務課長 ………酒 嶋 人権・社会教育課長 … 門 脇 英 之

幼児·学校教育課長 … 林 原 幸 雄

水道課長 …………野 口 尚 登

栄

税務課長…………岡 田

地方創生本部事務局長…福 留 弘 明

企画情報課長 ……… 戸 野 隆 弘

建設課長 …………野 坂 友 晴

農林水産課長………山 下 一 郎 農業委員会事務局……田 中 延 明 健康対策課長 ………後 藤 英 紀 福祉介護課長 ………松 田 博 明 住民生活課長 ………森 田 典 子 観光商工課長 ………持 田 隆 昌

地籍調査課長 …………白 石 貴 和

午前9時40分 開会

開議宣告

○議長(野口 俊明君) おはようございます。

6月定例会も、本日が最終日となりました。活発な質疑・討論をお願いいたします。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議 を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第 72 号から議案第 78 号までは、すでに町長から、提案理由の説明を受けてい ますので、本日は質疑・討論・採決を行ないます。

議案第 79 号から議案第 82 号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決ま で行います。

日程第1 諸般の報告について

○議長(野口 俊明君) 日程第1、諸般の報告を行います。

4 月に開催しました議員と語る会におきまして、町民の皆様から多数のご意見・ご 要望をいただきました。議会で取りまとめたものを17日、町長に手渡しました。

町長の回答は、次回発行の議会だよりに掲載する予定でありますので、ご覧いただ きますようにお知らせします。

3月25日に設置した、大山町議会政治倫理審査会よりの調査報告書が提出されまし たのでご報告いたします。

日程第2 議案第72号

○議長(野口 俊明君) 日程第 2、議案第 72 号 大山町いじめ問題調査委員会設置条 例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

- ○議員(12番 吉原 美智恵君) 議長、12番。
- ○議長(野口 俊明君) 12番 吉原 美智恵君。
- ○議員(12 番 吉原 美智恵君) この条例ですけれども、第 3 条に重大事態に対処し、 及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置するとあ ります。そのなかで調査委員のメンバーですけれども、いただいた資料によりますと医

師、弁護士の専門員、学識経験者、教育委員会が適当と認めるもの(八橋警察等)と書いてあります。その他に考えておられますか。その教育委員会が適当と認められるものについて、他の方を考えておられますか。

- 〇町長(森田 増範君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田 増範君)** 担当よりお答えさせていただきます。
- 〇教育次長(齋藤 匠君) 議長、教育次長。
- 〇議長(野口 俊明君) 齋藤教育次長。
- ○教育次長(齋藤 匠君) ただいまのご質問にお答えいたします。教育委員会等で適当と認めるものということでございますが、やっぱり学校の、そういう重大事案があった学校の当事者は除かなければいけませんが、それ以外の学校関係の、例えば中学校であれば小学校の方とか、他の中学校であるとか、というような関係者の者もいないと学校の実情や、調査を進めるうえでの手続き等が分かりにくいということもあるのではないかというふうに思っておりまして、そういった学校の関係の方にも入っていただくのが適当ではないかなというふうに今の時点では考えておるところでございます。
- ○議員(12番 吉原 美智恵君) 議長、12番。
- 〇議長(野口 俊明君) 吉原 美智恵君。
- ○議員(12 番 吉原 美智恵君) 言われるとおりで、現場の方はどうなっているのかなと思いましたが、答弁を聞きまして、納得するわけですけども、とりあえずこの4対1というか、人数的には1人ですので、本当に現場の意見が尊重されるべく、していただきたいと思います。というのは、発生の防止については専門の方とかというよりは現場のほうが大事だと思いますので、そのことをお聴きしましたけれど、もう一度。
- 〇教育次長(齋藤 匠君) 議長、教育次長。
- 〇議長(野口 俊明君) 齋藤教育次長。
- ○教育次長(齋藤 匠君) どうもありがとうございます。この条例の中にも書いておりますけれども、やはり3条のところに、同種の事態の発生の防止に資するためということがございまして、やはりその事実を調べることと合わせて次の同様のことがないようにということが大きな狙いとなってもおりますので、ただいまいただいたようなご意見を参考にしながら、しっかりと、まあもしあってはいけないんですけれども、もしもこういうことがあった場合には、しっかりとそれを現場に活かすということを考えた取り組みをしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。
- ○議長(野口 俊明君) いいですか。いいですか。はい。
- 〇議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。
- 〇議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。
- ○議員(9番 野口 昌作君) いじめ問題調査委員会、これでですね、いじめを受けた

児童等についての調査等は書いてございますけれど、いじめをした側ですわね、いじめた側のほうの調査とかなんとかっていう書き方は全然ございませんが、それらを調査するっという考え方は全然ございませんが、それらを調査するという考え方はありませんか。また、これを制定されるということは何か大山町のなかでも必要とするような事案が発生しているかどうかということをお伺いいたします。

- 〇教育長(山根 浩君) 議長、教育長。
- 〇議長(野口 俊明君) 山根教育長。
- 〇教育長(山根 浩君) 大山町いじめ問題調査委員会の設置ということですけれどもこ ういうことが起こっては絶対ならないと思っております。ですけれども、このいじめ防 止対策推進法の中のですね、いじめの定義というのがですね、こういうふうになってい るわけです。ちょっと読んでみますと、この法律に、第2条ですけれども、この法律に おいていじめとは児童等に対して当該児童等が在籍する学校に、在籍している等、当該 児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与え る行為(インターネットを通じて行われるものを含むであって当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう)。なかなか難しいですけれども、とにか く一方の児童が心身の苦痛を感じたらいじめだという定義なんですね、はっきり言いま して。そうなってきますと、そういうことが全くない。でしかも重大事案が起こっては ならんわけですけれども、自殺があるだとかですね、そういったことになった時にやっ ぱりこういったいじめ問題の調査委員会というのはどうしても設置しておかなければな らないだろうと。で。これは長いこと西部地区の教育長会で考えておりましてですね、 各それぞれの町村で弁護士だとかあるいはお医者さんだとか、それぞれにお願いするの はなかなか荷が重い。で、今年の5月に西部地区の西部町村いじめ問題対策協議会とい うのを作りまして、そこで弁護士の先生、それからお医者さんの西部医師会からの代表 の人にも入っていただきました。で、そこで入っていただいた弁護士の、まあ名前言っ てもいいと思いますが山内 功弁護士さんと根津勝西部医師会の副会長さんがそれぞれ の、もし要請があった場合には、それぞれの町村で調査委員会の5名のうちの2人のう ちは確保しておる。あと残りをそれぞれの町村にあった形で有識者を選んで対処すると いう形でやっていこうというものでございます。あくまでも大山町でこういうことが起 こってはなりません。起こってはなりませんけれども、起こった時の万が一のことを考 えていじめ問題調査委員会を設置するものでございます。
- ○議長(野口 俊明君) いいですか。他に質疑ありませんか。
- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 〇議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。
- ○議員(4番 圓岡 伸夫君) この基になるいじめ防止対策推進法、平成25年9月に施行されたようですけれども、この条例の制定がここまで時間が掛かった理由をお聞き

したいと思います。

- 〇教育次長(齋藤 匠君) 議長、教育次長。
- 〇議長(野口 俊明君) 齋藤教育次長。
- **〇教育次長(齋藤 匠君)** 先ほどおっしゃられましたように平成 25 年にこの法律が できまして、で、実は本町でも条例の案をすぐに一応作りました。で、やはりそこで問 題となったのが、この医師、弁護士等の専門家の依頼をどのように、委嘱と言いますか、 これをどのようにするかということでございました。それでいろいろ国の基本方針等調 べてみますとやはり小規模の自治体がですね、独自に設置するのには非常に困難がある ということで、そういう場合には、都道府県がいろいろな支援の対象にするということ がございましたので、鳥取県のほうに、もう作っている組織をですね市町村の方に派遣 していただくというのはできないだろうかということも確認をいたしましたが、県はそ ういうことは想定して組織を作っていないということでございました。それでちょうど 平成 26 年度、27 年度に、鳥取県の補助事業でもあったわけですが、西部地区の教育長 さん方が一緒になって広域で連携した教育行政の取り組みについて調査研究をするとい う事業をちょうど受けられましたので、その会の中でですね、同じような問題というか 悩みを抱えているのは一緒でしたので、2年間かけていろいろ調査研究をさせていただ いて、何かいい仕組みができないかということを考えてまいりました。そのなかで先ほ ど教育長が申しました西部町村いじめ問題対策協議会という組織をまず立ち上げ、その 中にいろいろな委員さんを委嘱して、その医師、弁護士をそこから何かあった時には派 遣していただくというような制度を西部の町村会7町村で独自にこういう組織を作った ということで、そのために2年間ちょっとかかってしまったということでございます。。 以上です。
- ○議長(野口 俊明君) いいですか。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

____.

〇議長(野口 俊明君) 日程第 3、議案第 73 号 大山町立ふるさとフォーラムなかや ま条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 〇議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。
- ○議員(4 番 圓岡 伸夫君) 使用料を町内在住者料金で統一することで、使用料収入 が減ると思いますけれどもいったいいくらぐらいの減収になるのかお聞きしたいと思い ます。
- 〇町長(森田 増範君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田 増範君)** 担当よりお答えさせていただきます。
- 〇地籍調査課長(白石 貴和君) 議長、地籍調査課長。
- ○議長(野口 俊明君) 白石地籍調査課長。
- ○地籍調査課長(白石 貴和君) 圓岡議員さんからのどれぐらい減収になるかということでありますけれど、平成26年度の決算の数字で申し上げます。

平成 26 年度は、町内在住者の宿泊が 156 名ありまして 10 万 6,010 円、町内在住者の料金がなっております。町外の方につきましては、179 人の宿泊で 25 万 8,650 円というぐあいになっておりまして、このたび町内、町外の料金を町内料金に統一するということで町外の方の料金が半額になります。そうしますとだいたい 12 万 9,000 円程度の平成 26 年度の決算の数値では減収になるというぐあいに見込んでいるところであります。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- **〇議長(野口 俊明君)** まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 4番。
- 〇議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。
- ○議員(4番 圓岡 伸夫君) この議案第 73 号に反対いたします。使用料を町内在住者で統一するということですけれども、現在の町外在住者の宿泊使用料 3,080 円は決して高くないと思います。建てられてからかなりの月日がたっています。今後さらに修繕費など維持管理費が掛かるかもしれません。町内料金で統一し、収入を減らすよりも今までとおり町外在住者、それから町内在住者、このなかに町内出身者とお試し町民のようなくくりにすれば問題は解決すると思いますので、この議案第 73 号に反対

をいたします。

- ○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
- 〇議員(9番 野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。
- ○議員(9番 野口 昌作君) 私はこのふるさとフォーラムなかやまの、なかやま条例の一部改正する条例について賛成の立場から討論をいたします。

このフォーラムなかやまの宿泊料金なり利用料金というものを町内在住者と町外在住者、宿泊者をですね、同じ料金にするということでございます。これ今ですね、ふるさと創生、いわゆる少子高齢化のなかで大山町をいかににぎやかにするか、いかにこれから先、人口も減少時代のなかで、人口も維持発展させるかというような立場のなかでいろいろと考えてみますと、大山町内に町外からもやっぱり出身者は元より、いろいろとですね、来ていただいて、そうして町内発見、いろいろな町内の振興することを考えていただき、そのことによっていろいろと町内が発展していくようなことになっていくでないかというぐあいに思うわけでございます。

これにはまず一つはですね、やはり町内で簡単に宿泊できるような施設、それを町内と町外とを区別なくして、泊まったらですね、お前は町外ものかというようなことのないように、やっぱり町内は宿泊料金はみな一緒だと。みな一緒だから大山町もにぎやかにしてくれというような考え方でですね、料金を一本化するということは非常にいいことだというぐあいに思ったりしておりますので、この議案に賛成するものであります。以上でございます。

- ○議長(野口 俊明君) 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
 - [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
 - 〔 「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第74号

〇議長(野口 俊明君) 日程第 4、議案第 74 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

- 〇議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。
- 〇議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。
- ○議員(7番 大森 正治君) いくつか質疑いたします。ページでいきます。明細書のほうのページ数でいきますと、歳出のほう、6ページです。企画費の委託料、地域のもうける力創造事業委託金ですね、地方創生推進交付金 400 万円ありますけども、説明資料の概要の方には、だいせんのにぎわいプロジェクトの具体的事業に着手する前提としての大山参道エリアにおける商業調査委託料だということが説明してありますけど、この商業調査というのは具体的にどんな内容を調査されるのか説明してください。

それから次のページの7ページにあります同じ企画費、一番上の負担金補助金及び交付金ですが、そこのコミュニティ助成事業補助金 430 万円ですね、これは説明の概要によりますと3自治会、上中高、上高田、梶原への補助金とありますが、具体的にこの補助はどんなことなのか質問します。

それからちょっと飛びまして 11 ページ、畜産業費です。畜産業費の中の負担金補助及び交付金とあります。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金 2,200 万円ほどですね。この説明概要によりますと収益力の強化ということがありますけども、その収益力強化とは具体的にどんな活動をさしているのか。どんな活動に対して補助金を出されるのかというのが 1 点。それから 2 点目として、畜産環境問題に対応するためだということがありますけども、その具体的な施設、どういう対応する施設というのは何かあるんじゃないかと思いますが、どういう施設を想定していらっしゃるのか。

それから 3 点目として、その中心的な経営体というふうにありますので、それはど んな畜産課とか酪農家をさすのか、説明願います。

それから 12 ページですね、商工振興費のなかの委託料、魅力向上プロモーション事業委託料 300 万円というのが当初予算では計上してありましたけども、これをまるまる減額されるその理由があると思いますので、その理由を教えてください。

それから同じような内容ですが、13 ページの観光費の委託料、大山エコトラック運用システム構築 1,800 万円、これも当初予算にあったと思うんですが、額はちょっと違いますけども、この大幅減の理由ですね。その上の旅費も関係するかなと思いますけども、12 ページのほうの旅費、だいせんエコトラック事業 25 万 1,000 円になってますが、その減の理由を説明してください。以上です。

- 〇町長(森田 増範君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田 増範君)** 補正予算につきましてそれぞれ担当のほうから述べさせていた だきますのでよろしくお願いをいたします。
- 〇地方創生本部事務局長(福留 弘明君) 議長、地方創生本部事務局長。
- 〇議長(野口 俊明君) 福留地方創生本部事務局長。

〇地方創生本部事務局長(福留 弘明君) 失礼いたします。ただいまのご質問、何点か 私からお答えをさせていただきます。

まず、最初の6ページであります。委託料、地域のもうける力創造事業委託金ということでございまして、これは地方創生関連の事業、いわゆる新型交付金推進交付金の事業として現在申請中のものであります。内容といたしまして、この調査内容ということでございますが、現在だいせんにぎわいプロジェクトのなかで活性化のためのグランドデザインの策定作業が行われております。近くだいせん参道のにぎわい復活のためのグランドデザインというものが策定をされる見込みであります。で、これを受けましてこのグランドデザインに基づいて活性化事業を行った際に、その結果どうなっていくのかという調査でありましてもう少し具体的に申し上げますと事業採算性でありますとか事業の継続性でありますとか、あるいは経済効果とか、そういったものを総合的に調査をするというものであります。この事業を行うことが果たして妥当なのかどうかということを検証する、と言いますか、調査をするということを目的とした調査事業となります。で、申し訳ございません、少し飛びますけれど、商工費のほうも当局が所管をいたしておりますので、まとめて答弁をさせていただきたいと思います。

12ページ、そして 13ページにあります減額をされております事業内容ということでありますが、これはやはり地方創生の加速化交付金事業というのがございました。いわゆる 27 年度補正の予算でございますが、当初予算で要求をしていて議決をいただいたもので、補正予算におきまして加速化交付金に採択されましたものが二重計上となっておりますので、当初予算部分につきまして、今回減額補正をお願いするということでご理解賜ればと思います。以上です。

- 〇企画情報課長(井上 龍君) 議長、企画情報課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 井上企画情報課長。
- **〇企画情報課長(井上 龍君)** 失礼します。ページ数で 7 ページのコミュニティ助成事業補助金 430 万円の採択の内訳です。いずれも除雪機となっています。以上です。
- 〇農林水産課長(山下 一郎君) 議長、農林水産課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 山下農林水産課長。
- 〇農林水産課長(山下 一郎君) 11ページの産業費の関係でございますけども、3点の ご質問がございました。1点目の収益力の関係でございます。これは現在、規模として 100頭規模の酪農の方が30頭増頭するということで収益力を強化をしていこうという ものでございます。

それから畜産環境の関係でございますけど、これにつきましては、堆肥舎の整備ということで環境整備を図っていくということでございます。

それから中心的経営体ということでのご質問ですけども、これはこのたびの畜産クラスター計画に位置付られた中心的経営体ということで基本的には法人化を目指すような

事業者さんという位置付けでございます。大山町内におきましては、そういった方については、認定農業者でもあるというような形の方でございます。以上です。

- ○議長(野口 俊明君) 他にありますか。
- 〇議員(7番 大森 正治君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 大森 正治君。
- ○議員(7番 大森 正治君) 先ほどの6ページの地域のもうける力創造事業委託金についてですが、どんな調査かっていうことで質問したんですけども、じゃあ活性化のために事前にニーズとかいろいろと調査するということではなくて、その結果について効果があったかどうかという調査ということで把握してよろしいでしょうかね。確認になりますが。
- 〇地方創生本部事務局長(福留 弘明君) 議長、地方創生本部事務局長。
- ○議長(野口 俊明君) 福留地方創生本部事務局長。
- ○地方創生本部事務局長(福留 弘明君) 失礼いたします。結果についてではございませんで、グランドデザインを実施した場合における経済調査ですとか、採算性調査とかということであくまでも事前の調査活動ということになります。
- 〇議員(7番 大森 正治君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 大森 正治君。
- ○議員(7番 大森 正治君) その中にはたとえば大山に来られた方とか、あるいは地元とかのニーズの調査は入らないわけですか。されないわけですか。
- 〇地方創生本部事務局長(福留 弘明君) 議長、地方創生本部事務局長。
- 〇議長(野口 俊明君) 福留地方創生本部事務局長。
- ○地方創生本部事務局長(福留 弘明君) 続いて失礼いたします。これからしようと定めていくなかに、いわゆる顧客動向の調査というのは必須になってくるものと思われます。議員の言われるニーズ調査というのはその中に含まれていくものではないかと今思っているところでございます。以上です。
- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。
- ○議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。
- ○議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。
- ○議員(9番 野口 昌作君) 説明書の 16ページの文化財費委託料でですね、草刈等作業委託料、13の委託料に 700万円ということがございますが、かなりの金額が補正で見てあるなというぐあいに思ったりしますが、これまでのところを草刈作業される、これまでやってこられたところの追加というようなことがあるのか、新しくこういうことが発生して出てきたというようなことがあるのか。まあこれまで観光ではだいたいどの程度使われておってというようなことをちょっと教えていただきたい。
- **〇人権・社会教育課長(門脇 英之君)** 議長、人権・社会教育課長。

- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) 野口議員さんのご質問にお答えいたします。今回のこの委託料につきましては、このたび国の指定をうけました大山寺旧境内の保存活用並びに新たな周遊ルートを作成するという目的で計上をしているものでございまして、今まで旧境内につきましては、発掘調査及び国の指定に向けての調査等はしておりましたけどもこれが改めて指定になったところで、今は旧境内と一口に言いましても、160ヵ所の平地がございまして、そのなかで今回だいたい1万2,000平米ぐらいを予定しておりまして、新たな周遊ルート、旧境内を観光の目的にでも使えるように新たな周遊ルートを作りたいということで周遊ルートのなかできちんと草刈りをして草をとって旧境内のもとあった姿が見えるように、お客さんのほうにきちんと見えるようなことで保存並びに活用を図っていきたいというふうな考えのもとで計上させていただくものでございます。

観光のほうでやっておった草刈りというのは、ちょっと私のほうでは把握をしておりませんが、基本的に観光のほうで草刈りをたくさんしているようなことはないかと思います。

- 〇議長(野口 俊明君) いいですか。
- 〇議員(9番 野口 昌作君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 野口 昌作君。
- 〇議員 (9番 野口 昌作君) 今 1 万 2,000 平米ぐらいというようなことを言われましたが、1 万 2,000 平米 700 万円ですねこれ、700 万円を 1 万 2,000 平米で割ると平米何ぼになりますか。これかなりな金額になりますよ。
- **〇人権・社会教育課長(門脇 英之君)** 議長、人権・社会教育課長。
- ○議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) この草刈りにつきましては、イメージとして田 んぼの畔草のようなイメージではなくてですね、人の入らないところをずっとこう周遊 ルートを整備していきますので、まず刈り払いをしたうえで、それを車の全然入らない ところから集積をいたしまして、それを、また搬出していくという非常に大がかりな作業になります。そのために非常に単価的に刈り払い、集積、搬出という3つの工程を含みますので、単価的には非常に高いものになりますが、このたびまあ今までずーとこう全くそういいことをやってなかったところをいっぺんに1万2,000平米ぐらいをやってしまうということで、総額として高くなっておりますが、今後そういうことがずっと続くということではないと思います。あとはもう来年、再来年、先々につきましては、国の補助事業等で入ってくるお金もありますので、そういうもののなかで、とかボランティア等を募集したりしてできる範囲で今回きちんとしたものをもう少しこう広げたりゆるくするというような形で今後進めたいというふうにも考えております。

- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑はありませんか。
- 〇議員(12番 吉原 美智恵君) 議長、12番。
- ○議長(野口 俊明君) 12番 吉原 美智恵君。
- O議員(12 番 吉原 美智恵君) お聞きしますけれど、そういたしますと中世のいつ も言いますけどトイレが出た辺り、その辺りも含まれていますか。
- **〇人権・社会教育課長(門脇 英之君)** 議長、人権・社会教育課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) はい、中世のトイレが出た寂静山の J 16 という地区になろうかと思います。あっ、 J 14 ですけどもその辺りもこのルートの中には考えております。
- 〇議長(野口 俊明君) いいですか。
- 〇議員(12番 吉原 美智恵君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 吉原 美智恵君。
- ○議員(12 番 吉原 美智恵君) 入っているということですけど、あそこは特に前から注目されておりまして、どのような整備計画を持たれるのか、ちょっと派生しますけども、もう少し、草刈りだけでないのかやはり今回は草刈りだけなのか。
- 〇人権・社会教育課長(門脇 英之君) 議長、人権・社会教育課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) 特に大きな整備というのは考えておりません。 草刈りをして元あったものが周遊ルートのなかでお客さんにきちんと見ていただけると いうふうに考えておりますので、草刈り以上のことは基本的には考えておりません。
- ○議長(野口 俊明君) いいですか。他に質疑ありませんか。
- 〇議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。
- 〇議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。
- ○議員(1番 加藤 紀之君) 同じページです。そのすぐ下になりますね。文化財解説板等設置委託料ですけれども、どのぐらいの枚数がどこらあたりに設置されるものでしょうか。
- **〇人権・社会教育課長(門脇 英之君)** 議長、人権・社会教育課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) 加藤議員さんのご質問ですが、これもこのたびの大山寺旧境内の周遊ルートの整備に関わる一貫でございまして、標柱的なものをここにどういう僧坊の跡があったという標柱的なものが 30 カ所、それから説明版として若干の説明が加えることが必要なもの、看板のようなちょっとした形のものになりますが、これが 10 か所となっています。ちょっと具体的にどこっというのは非常に全体がひろうございますので、その中でも僧坊跡として特に観光客の皆様に見ていただきたい大き

なところというのを想定しております。以上です。

- ○議員(1番 加藤 紀之君) 分かりました。
- 〇議長(野口 俊明君) 他に。
- ○議員(8番 杉谷 洋一君) 議長、8番。ちょっといま、関連。
- 〇議長(野口 俊明君) 8番 杉谷 洋一君。
- ○議員(8番 杉谷 洋一君) はい、すいません。今、関連なんですけど、その説明板もこの頃インバウンドでたくさんの人が来られます。日本語板だけではなくして、いろんな言語とかそういうことは、考えはありませんでしょうか。
- **〇人権・社会教育課長(門脇 英之君)** 議長、人権・社会教育課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) 正におっしゃる通りの対応をせんといけんと思っています。ただ説明板にですね、多言語で書くというのは非常に面積もとりますし、あのあれですので、これはその上にあります解説パンフレットというのも作るようにしておりまして、このパンフレットの中に多言語で入れてその説明板とか、先ほど言いました標柱につきましてはそこに番号をふっておりまして、その番号のところに行ってみてパンフレットを広げるとそこで多言語の説明がしてあることで、現場のほうに非常にこうくどくどといろんなことを書くようなことは基本的にはしないというふうに考えております。それはパンフレットのほうで、パンフレットを持って周っていただいてその場所に行っていただいてパンフレットを見るという内容で説明をしたいというふうに考えています。
- 〇議員(8番 杉谷 洋一君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 杉谷 洋一君。
- ○議員(8番 杉谷 洋一君) よく分かりました。確かにいろいろと書けば大変なこと になると分かりました。そのパンフレットというのはどういう形でそういう観光客に対して渡されるのか、お聞きしたいと思います。
- 〇人権・社会教育課長(門脇 英之君) 議長、人権・社会教育課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) まだちょっと具体的には、詰めてはおりませんが、物を作りまして観光局ですとか、大山でそういうものが配れる場所に置くということ、これは解説等も併せ持ってしたいと思っておりまして、ボランティアの解説員等をこれから養成するような中身も今回の補正にも入れさせていただいております。で、その中でそういう解説員プラス解説がなくても、そのパンフレットをもって、この番号のあるところに行って中身を見るっていうことで大山の観光局等を中心にそれからあと旅館ですとか、お客様が立ち寄られるところには、置きたいなというふうには考えております。

- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。
- ○議員(3番 大杖 正彦君) 議長、3番。
- ○議長(野口 俊明君) 3番 大杖 正彦君。
- ○議員(3番 大杖 正彦君) ただいまの質問に関連しているんですが、インバウンド、外国人対応ということでただ文字だけでなく、今既に展開している行政もありますが、例えばQRコードにスマートフォンをかざすと動画もしくは音声でも説明が受けれるようなことへの充実した案内が必要だと思いますが、その辺の考えについてどうでしょうか。
- 〇人権・社会教育課長(門脇 英之君) 議長、人権・社会教育課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) おっしゃるように、そういうものが非常に重要だなというふうにも考えておりますが、ただこの度の補正につきましては、そこまでの事はまだ、将来的には当然必要でありましょうし、これは私ども文化財のほうの関係というよりも、もうちょっといって地方創生ですとか、観光のほうの大きな事業を使わないと、ちょっとこれは単独の予算ではなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、その辺につきましては、観光、地方創生のほうでこれ日本遺産の関連も含めていろいろ取り組みは進められるものと思っております。
- 〇議員(3番 大杖 正彦君) 議長、3番。
- 〇議長(野口 俊明君) 杉谷 洋一君、あっ、大杖 正彦君。失礼。
- ○議員(3 番 大杖 正彦君) まあそういう方向で考えていただいているということにあれですが、まあこれは教育委員会の方の仕事になると思いますけれど、その内容について、どういう調査をしてどういう説明を考えていらっしゃるのか、教育委員会としての考えはどうでしょうか。
- **〇人権・社会教育課長(門脇 英之君)** 議長、人権・社会教育課長。
- ○議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) 今の時点でまだ私どもの文化財室等で細かくそこまで練っておる段階ではござませんが、これから必要に応じましてそういうものが具体的に作るという段階になりますれば、当然これは私どもの出番になりますので、私どものほうの持っている知識や今までの経験を含めてしっかりといいものができるように頑張りたいと思っています。
- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。
- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 〇議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。
- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 6ページ、一般管理費の共済費の42万2,000円です。社会保険料と雇用保険料は予算計上されていますけれども共済組合負担金と互助会負担金、

地方公務員災害補償基金負担金は必要ないのかお聞きします。

それからその下の旅費の 60 万円です。当初予算で 179 万 6,000 円、約 180 万円の予算計上がされていましたけども、今年度まだ 3 カ月しかたっていないのに、60 万円を追加される理由をお聞きしたいと思います。

それからその下の財産管理費の修繕料の建物等修繕料 78 万 8,000 円の説明をお願い したいと思います。

それから 7 ページですね、総務施設管理費の需用費の建物等修繕料 200 万円です。説明をお願いしたいと思います。

それから 8 ページ、参議院選挙管理費の報酬で、非常勤特別職の報酬が 21 万 5,000 円追加してありますけれど、当初予算から洩れていたのかなと思いますけれども理由を お聞きしたいと思います。

それから9ページ、同和対策施設費の施設修繕料5万円です。具体的にどこの修繕料なのかお聞きしたいと思います。

それから 10 ページ、予防費の報償費のネウボラ推進会議委員謝礼 4 万 2,000 円です。 当初予算では報償費 2 万円を含む 4 万円が予算計上されていましたけれども、今回ネウ ボラ推進会議委員謝礼 4 万 2,000 円を追加計上される理由をお聞きしたいと思います。

それから 15 ページです。予算概要で、教育振興費の小学校、理科教育パワーアップ 事業 50 万 1,000 円の説明として地域内教員の授業力向上と、地域内の授業研究体制を 構築するというふうになっていますけれども、授業研究体制を構築するということは、 現在ないので構築するということでしょうか。もしあればですね、現在すでにある地域 内の授業研究体制とはどこが違うのかお聞きしたいと思います。

それから 15 ページ、社会教育総務費の集落支援員報酬 233 万 8,000 円です。1 人増 員かと思いますけれども、どこへの配置かお聞きしたいと思います。

それから 16 ページ、先ほど野口議員が聞かれたことに対してちょっと関連してお聞きします。文化財費の委託料の草刈り等作業委託料 700 万円ですけども先ほどの答弁で刈り払い集積、搬出だというふうに答弁がありました。たぶん今年度1回だけ、刈り払いは1回だけではない、今後継続的にされるのかと思いますけれど、今回以外に年度内、草刈りの予定はあるのかお聞きしたいと思います。以上です。

- 〇総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。
- ○総務課長(酒嶋 宏君) まず6ページの共済費の関係ですけれども、これにつきまして共済費、それから職員手当ですが、今回過不足があったところについて挙げております。で、その他の共済費ですけれど、再任用に職員を今回雇用しておりまして、その分が抜けておりましたので、今回補正を挙げているということで、挙げてない分については充足してる分等という形になっています。

それから旅費ですけれども、今回 60 万挙げておりますのは、熊本地震の関係で職員を派遣するということがありましたので、今回挙げております。1 人だいたい 12 万で 5 人分を想定しております。それから修繕料ですけれども、これは本庁舎の1 階男子トイレが水が流れなくなっておりまして、この部分を修繕するために計上しています。以上です。

- **〇人権・社会教育課長(門脇 英之君)** 議長、人権・社会教育課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 門脇人権・社会教育課長。
- ○人権・社会教育課長(門脇 英之君) 圓岡議員の人権社会教育課関係3点ございました。まず9ページの修繕ですが、中高ふれいあ文化センターの修繕料でございます。 それから15ページの集落支援員、これにつきましては、中山地区の集落支援員を公民館のほうにこのたび配置いたしましたので、その職員の賃金でございます。

それから 16 ページの草刈りにつきましては、今年度は、今回補正でお願いしました 700 万円の範囲で行いたいと思っております。

- 〇企画情報課長(井上 龍君) 議長、企画情報課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 井上企画情報課長。
- ○企画情報課長(井上 龍君) 失礼します。私のほうからは7ページの建物修繕料200万円、ここの部分を説明させていただきます。4月の風の被害に遭いまして、まぶや、地域自主組織の拠点としているまぶやの南側、東側の壁の修繕、あと正面の漆喰に被害があったもので修繕するものです。以上です。
- 〇健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- **○健康対策課長(後藤 英紀君)** ご質問のありましたネウボラ推進会議の報償費の関係でありますけれど、現在子育て推進室で取り組んでおります各種の、推進室以外、他にも町で取り組んでおります子育て関係の施策につきまして、ご意見をいただくというふうなもので設置を予定しております。新しく設置をするものでございます。以上です。
- 〇総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。
- ○総務課長(酒嶋 宏君) すみません。総務課の分、ひとつ落としておりました。8 ページの非常勤特別職の報酬ですけれども、これにつきましてはですね、当初通常の期間で期日前の報酬を組んでおりましたが、公示の日にちが1日か2日延びるという想定がありましたので、今回2日分を計上させていただいています。

結果的には1日だけずれておりますんで、この半分の金額が支出になると思いますけども、予算を組んだ段階でははっきり分かっておりませんでしたので、2日分組ませていただいているということです。

〇教育次長(齋藤 匠君) 議長、教育次長。

- 〇議長(野口 俊明君) 齋藤教育次長。
- ○教育次長(齋藤 匠君) 圓岡議員さんの8点目のご質問、小学校理科教育パワーアップ事業についてお答えいたします。

この事業は、鳥取県が県内 5 校を拠点校として、域内の理科教育を推進するために、地域に発進していくというのが主な事業の目的でございます。西部地区では 2 校が県のほうから指定を受けて、どちらかといえばこちらが手をあげてではなく、県のほうからこの学校は理科教育を熱心に取り組んでいるので、受けてほしいということの依頼を受けて、このたび大山小学校が受けたものです。ですから先ほども御質問がありました地域内の授業研究体制ということですが、当然各学校や大山町では、研究推進体制がこれまでもあるわけですが、このたびは、西部地区で 2 校受けているところが 2 市 2 郡にわたって取り組みの研究推進を担っていくということでございますので、そのためにいろいろ役割り分担等しながらですね、研究を進めていく必要があるというようなことで事業の目的、内容についてもこういうような表記がされているところでございます。以上です。

- ○議長(野口 俊明君) 他にありますか。
- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 圓岡 伸夫君。
- ○議員(4番 圓岡 伸夫君) 2点、お聞きします。ネウボラ推進会議ですけれども、まあ先ほども言いましたように、当初予算でまあ4万円予算計上されていたわけですけれど、今回子育て関係で設置を予定するんだと。当初予算で計上されなかった理由をお聞きしたいと思います。

それからですね、パワーアップ事業ですけれども、本来聞くべきことではないのかも しれませんけれども、大山小学校が県のほうから指定された、それなりに理由はあるか と思いますけれども、差し支えなければどのへんを評価されて指定されたのか、いいこ とだと思いますので、ちょっと教えていただければと思います。

- 〇健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- **○健康対策課長(後藤 英紀君)** 本年4月に健康対策課内に子育て推進室を設置いたしました。このネウボラ推進会議につきましては、子育て推進室、これ以外にも町のほうでいるいろ子育て関係の施策に取り組んでいますので、そういったいご意見を頂戴していく会議というふうに考えておりますので、この6月補正で計上させていただきました。
- 〇教育次長(齋藤 匠君) 議長、教育次長。
- 〇議長(野口 俊明君) 齋藤教育次長。
- ○教育次長(齋藤 匠君) 先ほどのご質問ですけれども、まず一つはこれまでここ近年ですけれども、大山小学校が研究の先導教科として理科を取り上げて熱心に取り組みを

しておりました。特に、大山という自然に恵まれた地域ですので、その自然を活かした 理科教育ということで様々な取り組みを進めておられます。もちろん、校長先生が理科 教育、特に自然等に関して大変エキスパートでいらっしゃるというようなことも要件の 一つだと思いますし、それからその理科教育で鳥取県一の学校を作りたいというような ことを校長先生もこれまでもおっしゃっておられましたので、そういったところも評価 されての指定だったかなというふうに思っております。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号

〇議長(野口 俊明君) 日程第 5、議案第 75 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別 会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

____.

日程第6 議案第76号

○議長(野口 俊明君) 日程第6、議案第76号 平成28年度大山町国民健康保険特別

会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号

○議長(野口 俊明君) 日程第7、議案第77号 平成28年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

- ○議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。
- ○議長(野口 俊明君) 9番 野□ 昌作君。
- ○議員(9番 野口 昌作君) 4ページですね、説明書 4ページで、賃金がみてございますが、名和診療所と大山口診療所。この賃金についてはですね、どういう関係で、これまでの当初とは変わってまた追加されるかということ。

それからその下に委託料の中に人間ドック眼底検査所見判定委託料というのがございますが、これはどういうことをされるかということをお伺いいたします。

- 〇健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- **〇健康対策課長(後藤 英紀君)** 野口議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目、臨時職員賃金を増額しておりますが、名和診療所につきましては、今年3月に名和診療所の看護師が死去しておりますので、その関係でそれを補うため臨時職員で対応しておるところでございます。

大山口診療所の臨時、賃金の増につきましては大山口診療所で行っております通所リハビリテーション業務につきまして、これを若干拡大するということで、その拡大に合わせた臨時職員の賃金増でございます。

2 点目の委託料につきまして、人間ドックで眼底検査の所見判定ということでございますが、これまでもそれぞれ医師で判定していただきましたけれども、眼底検査の写真

をよりきちんとするために確実にするためにこの委託を眼科医、専門医に頼みまして、 所見等をきちんと判定していただくものでございます。以上です。

- ○議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。
- ○議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。
- ○議員(9番 野口 昌作君) 眼底検査の所見判定委託料、これは、では名和、大山口、大山診療所の中で人間ドックやられるわけですか。これまではそういうことがやられてなかったところがやるのか。まあ私、すぐに考えますのは、大山診療所ですね、あそこ新しく委託される、人間ドックはじめられたという関係でこの眼底検査もされてそのなかでこういうことが出たのかなというぐあいにまあ単純に思ったんですけども、その点についてはどうでしょうかね。
- 〇健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- ○議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- ○健康対策課長(後藤 英紀君) この眼底検査の所見判定につきましては、名和、大山、大山口、3 診療所とも委託のほうに出していきたいと思います。野口議員さんがおっしゃった大山診療所で人間ドックを始めるということも含めまして今後、大山町内の診療所で相当数の眼底検査を行う必要がございます。これまで以上の件数となりますので、合わせてしっかりと眼底検査のほうを確認していこうということで始めたものでございます。
- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。
- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 〇議長(野口 俊明君) 4番、圓岡 伸夫君。
- 〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 先ほどの野口議員に関連してお聞きをします。今回眼底 検査の所見判定委託料として 16 万 2,000 円計上されてますけれども、これはいったい 何人分を予算計上されているのか、お聞きしたいと思います。

そして現在議会に報告があるのは、かなり人数が少ないようですけれども、その人数 に達しなかった場合、これは減額補正になるのかどうか、合わせてお聞きしたいと思い ます。

- ○健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- ○議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- **〇健康対策課長(後藤 英紀君)** 現在のところ人間ドックで予定しております人数、375件ということで今計上いたしております。

また、その委託件数に達していない場合の減額ということになりますと、そういうことになるかというふうに考えています。

- ○議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。
- 〇議長(野口 俊明君) 10番 近藤 大介君。

- ○議員(10 番 近藤 大介君) 医業費のほうで少しお尋ねしたいと思います。眼底検査の委託料で 16 万なのか、備品購入費も上がっております。これも人間ドックにかかるところでの備品機械購入なのかなと 81 万円ほど挙がっておりますけれども、そもそも人間ドックについては大山診療所の経営改善のためという理由も当初説明がありましたが、実際本当に人間ドックをやったからと言って経営改善がされるのか、むしろ赤字幅が広がるのではないかということも指摘・・・
- ○議長(野口 俊明君) 近藤議員、今の質問は質疑にはなりませんよ。これは一般質問になってしまいますね。
- 〇議員(10番 近藤 大介君) 質疑を行います。
- ○議長(野口 俊明君) はい、質疑で。
- 〇議員(10番 近藤 大介君) 質疑を行います。
- ○議長(野口 俊明君) はい、質疑にしてください。
- ○議員(10 番 近藤 大介君) それでですね、まあ結局、人間ドックがですね、まあ思うように人数が集まれば費用は投資した費用は回収できるわけですけれども、過剰投資になるのではないかということを心配しています。そういうことの質疑です。

現在の、まあまだ始まって人間ドックの申し込み、受け付けて間もないって言えば間もないですが、一応締め切っております。今年度の目標に対してですね、現在、人間ドックの、特に大山診療所のですね、申込み状況はどうなのかということと、当初よりもこうやって追加の経費が出てきております。もともとフルに申込みがあった状態でもやっと利益が出るか出ないかぐらいの試算だったと思いますが、こうやって追加の費用が発生していくとですね、本当に人間ドックが採算に合うのかどうか心配になっております。採算ベースに合うのかどうなのか、そのへんの見通しも含めて説明をお願いいたします。

- 〇健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- **○健康対策課長(後藤 英紀君)** ご質問いただきましたことにつきまして、まずは人間ドックのほうの今回、補正予算で出させていただきましたものは、腹部エコーの中にこの循環器系の診断をするものということで機械をオプションとして導入するものでございまして、人間ドックと言いますよりも通常診療で使用いたします機械というふうにご理解いただければというふうに考えております。

あと、現在の人間ドックの申し込み状況でございます。対象者数が 868 名でございまして 6 月 8 日時点ではございますが、現在の申し込み者数が 266 名でございます。町内の診療所といたしましては、割合といたしまして 57%程度ということでございます。特に大山診療所につきましては今のところ 44 人の申し込みとなっておりますので、当初のお示ししております数字よりも少なくはなっておりますけれども、また今後まだ申

込みをしていらっしゃらない方に対しましての勧奨なりを続けてまいりたいというふう に考えております。

- 〇議員(10番 近藤 大介君) はい、議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 近藤 大介君。
- ○議員(10 番 近藤 大介君) 当初の見込みとして、もう一度今年度大山診療所で何人の人間ドックの受診を計画していたか、それから現在の申し込みの時点で 40 何人って言われました?40 人だったというふうに今聞こえたんですけれども、当初の見通しは確か 300 人超えておったと思います。非常に大きな開きがあります。これから当然受診勧奨もされるんでしょうけれども、赤字改善になればということで始めたところがむしろやはり赤字が拡大する懸念が心配されます。その辺りの見通し、再度説明をお願いします。
- ○健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- ○議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- O健康対策課長(後藤 英紀君) 大山診療所での当初の人間ドック予定者としましては、325名を予定しておりました。現在申込みがありますのが、44名でございます。今後の方針ということでございますけども、やはり先ほど申し上げましたようにまだ受診を申し込んでいらっしゃらない方につきましては、やはり今後とも受診を勧奨していくようにしていきますし、大山診療所のほうで、こちらのほうで受診をお願いするようにしていきたいというふうに考えております。
- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。
- ○議員(3番 大杖 正彦君) 議長、3番。
- 〇議長(野口 俊明君) 3番 大杖 正彦君。
- ○議員(3番 大杖 正彦君) ただいまのその人間ドックの受診者ですかね、について 現在年齢制限というか、年齢指定をしてますが、どういうぐあいに、現状では申込みが、 あるいは受診者が少ないということですから、もう少し幅を広げるという考えはおあり でしょうか、聞きたいと思います。
- 〇健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- ○議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- **〇健康対策課長(後藤 英紀君)** 大山町内で行っております人間ドックにつきましては 国民健康保険の被保険者の人間ドックということで対応しています。

人間ドックの受診者の方を増やすということでのご提言というふうに考えておりますけれども、国民健康保険の会計のことも考えていかねばならぬというふうに考えております。今後、人間ドックの人数を増やしていくというか、受診するということにつきましてはまずは5歳刻みで現在進めております方の受診を、意識を変えていただくような、高めていただくような取り組みをしていきたいと思います。またそういった結果を基に

しまして、それでは年齢構成等をどうしたらいいかということにつきましてはまた考えていきたいというふうに考えております。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は11時といたします。休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前 11 時再開

日程第8 議案第78号

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。

日程第8、議案第78号 平成28年度大山町介護保険特別会計補正予算(第1号) を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

O議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

_____.

日程第 9 議案第 79 号 ~ 日程第 12 議案第 82 号

○議長(野口 俊明君) 日程第 9、議案第 79 号 大山町光ファイバーネットワーク施

設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 12、議案 第 82 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 1 号)まで、計 4 件を一括 議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

- 〇町長(森田 増範君) はい、議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- ○議長(野口 俊明君) ただいまご上程いただきました議案第 79 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、情報通信施設等更新事業を施行するにあたり、通信機器の管理範囲及び施設の設置に係る工事費用負担等の変更を行うため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、情報通信施設等更新工事で、インターネット用の通信機器(D-ONU) これを、現在収容されている ONU 収容 BOX から宅内に変更することに伴うものでござい ます。

現在、ONU 出力端子以降の宅内配線工事費用負担及び管理費用負担は全て利用者負担となっておりますが、改正後は、ONU 収容 BOX から D-ONU までの管理費用負担を放送通信事業者と改正するものでございます。

なお、この条例の施行は、公布の日から施行し、インターネット用の通信機器 (D-ONU) これの更新工事が完了した施設において適用するものといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第80号 物品購入契約の締結につきまして、(大山第1分団消防ポンプ自動車)、この締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、物品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

この度購入いたします消防ポンプ自動車は、大山第 1 分団の消防自動車を更新するもので、6 月 14 日に 4 業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額 2,106 万円で、米子市両三柳 835 番地 1 株式会社 吉備総合電設米子営業所 所長 小森光一が落札し、6 月 15 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は平成29年2月28日といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第81号 平成28年度大山町一般会計補正予算(第3号)につきまして、 提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、情報通信設備等更新事業の新設など、既定の事業内容の追加の必要が出てき

たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本 議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,308万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を114億6,872万1,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入から各款をおって主なものにつきましてご説明を申し上げます。 第80款繰越金は8,758万円を追加いたしております。第90款町債は、3億550万円 を追加いたしております。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費は、3 億 593 万 5,000 円の追加で、第 5 項総務管理費の企画費で情報通信設備等更新事業 3 億 593 万 5,000 円を新規計上いたしております。第 35 款商工費は、8,714 万 5,000 円の追加で、第 5 項商工費の観光施設費で索道事業特別会計繰出金8,714 万 5,000 円を新規計上いたしております。

次に予算書3ページの「第2表 繰越明許費」でございますが、情報通信設備等更新 事業2億370万円を新規計上いたしております。

最後に予算書4ページの「第3表 地方債補正」でございますが、情報通信設備等更新事業にかかる過疎対策事業債3億550万円を追加いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第82号 平成28年度大山町索道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本案は、5月3日から5月4日にかけての強風により中ノ原スキーセンターの各所に被害が生じ、歳入歳出予算の不足を調整する必要が生じたため、既定の予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第1号は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,714万5,000円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ1億715万6,000円とするものであります。

はじめに歳入でありますが、第 10 款繰入金を 8,714 万 5,000 円増額するものであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款索道費 8,714 万 5,000 円の増額は、窓ガラスやサッシ等の修繕費 123 万 1,000 円、甚大な被害の出た屋根等の改修設計委託料 678 万 3,000 円及び、改修工事費 7,913 万 1,000 円の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(野口 俊明君) 以上で町長の提案説明は終わりました。
- ○議長(野口 俊明君) 議案第 79 号 大山町光ファイバーネットワーク施設の設置及 び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〇議長(野口 俊明君) 議案第80号 物品購入契約の締結について(大山第1分団消防ポンプ自動車)について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「 替成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長(野口 俊明君) 次に、議案第81号 平成28年度大山町一般会計補正予算(第3号)について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立〕

〇議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可 決されました。

〇議長(野口 俊明君) 次に、議案第82号 平成28年度大山町索道事業特別会計補正 予算(第1号) について質疑を行います。質疑はありませんか。

- 〇議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。
- ○議長(野口 俊明君) 10番 近藤 大介君。
- ○議員(10 番 近藤 大介君) 中の原のスキーセンターの屋根について大規模な修繕を行うということで約9,000万の予算が計上してあります。この大山の中の原スキーセンターについて、いつ建てられて築何年になる建物であるのか。それから建築時の総工費ですね、いくらぐらい掛かってこの建物を建てたものか。それから9,000万というかなり少なくない金額を投資して、延命化をはかるわけですが、向こう5年とか、向こう10年とかの索道事業、スキー事業のですね、収益をどのように見積もっておられるのか。投下した9,000万が解消されるものなのかどうか、そのあたりの見通しについて説明をお願いします。
- 〇町長(森田 増範君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- **〇町長(森田 増範君)** 担当よりお答えをさせていただきます。
- 〇観光商工課長(持田 隆昌君) 議長、観光商工課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 持田観光商工課長。
- **〇観光商工課長(持田 降昌君)** 近藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

中の原スキーセンターは、昭和 62 年に取得しております。当時の本体の工事価格が 3 億 32 万円でございます。今後 10 年のスキー場の経営で改修投資費用がきちんと回収 できるのかというご質問ですけれど、御承知のように今年度、今年の冬は、非常に天候 が悪くてスキーのお客さんが例年の半分に減りましたけど、一時期落ち込んでいた時期 に比べますとスキー場関係者の営業の努力の関係でここ近年は 20 万人程度まで復活して顕著な業績をあげておりました。

また今回のことを受けまして、スキー場以外でも、スキー以外のグリーンシーズンでもいろんなこのスキーセンターやスキーの施設を利用して営業することができないかという検討を本格的に進めておられますので、今回の投資は、正当なものだというふうに考えております。

なお、建物自体の耐用年数が 65 年というふうになっていますので、まだ本体 30 年以上残っています。今回屋根を改修させていただくことで、今後 30 年間まだあの建物は十分使用できるものではないかということも考えてこういう提案をさせていただいたところであります。以上です。

- 〇議員(10番 近藤 大介君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 近藤 大介君。
- ○議員(10番 近藤 大介君) 築30年たった、3億かけて建てた施設でございます。3 億で建てたもの、築 30 年経ってですね、今から屋根の補修に 9,000 万を資本投下する というのはちょっと過剰投資ではないかということを心配いたします。近年、スキー場 の経営については、比較的顕著に推移しているという説明もありましたが、一方で温暖 化の心配もあります。雪が降らないということになるとですね、売上が大きく影響され ますし、また少子化に伴ってですね、これからスキー人口のますますの減少も心配され ます。そうした中で、今説明でグリーンシーズンの対応も考えているということも説明 の中でありました。で、あるならばですね、いっそうの事、建て替えることも検討に値 するのではないかと。消費者のニーズは日々変わっていきます。60年、建物がもつか らと言ってですね、今の建物をそのまま継続していくのが本当にいいのかどうか、ある いは 9,000 万円どっちみち修繕にかかるのであれば、今の消費者のニーズにあった形、 なおかつグリーンシーズンについてもより有効な形で使える建物を検討してみてもいい のではないかと思うんですけれども、そうした部分も検討した上で、やはり9,000万の 屋根修繕のほうが経済的に合理的だという判断だったのか、その辺の検討経過について もう一度説明お願いします。
- 〇観光商工課長(持田 隆昌君) 議長、観光商工課長。
- 〇議長(野口 俊明君) 持田観光商工課長。
- ○観光商工課長(持田 隆昌君) 昭和 62 年に取得した時は 3 億ということをお答えさせていただきましたが、今現在この価格、今日現在でスキーセンター等を建て替えるということであれば、とても 3 億では足りないであろうということが容易に想定できます。そういったことを考えまして今回、屋根を補修してスキーセンターの利用をきっちりと継続させていってまたグリーンシーズン等についてはもっときちんとした計画ができてからまたいろんな対応が考えられるのではないかということの総合的に判断しての提案でございます。

申し遅れました、今回は屋根等という表現をさせていただいておりますが、一部外壁 のほうにも被害が出ておりまして、その分も含めての 9,000 万円ということでございま すので、合わせてご報告させていただきます。

- 〇議員(10番 近藤 大介君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 近藤 大介君。
- ○議員(10 番 近藤 大介君) どっちにしてももともと取得価格 3 億円の建物に対して 9,000 万の資本を再度投下するというのは、かなりの出費だと思います。これがですね、内部もリニューアルして内装も含めて改修して、新しくきれいになったスキーセンターにおいでくださいということであれば、また新たなお客さんを向かい入れること

も可能だと思うんですけれども、今回修繕されるのは、まあ屋根と外壁、お客さんが使ってうれしいと、お客さんの利便性の向上に直接結びつかない部分の改修なんですよね。そうした上で先ほど申しましたようにこれからますます温暖化の心配もある、スキー人口が減る恐れもある、グリーンシーズンの新たな需用もある、そういうなかでですね、本当に今の規模の、今の形態のスキーセンターでいいのか、やはり総点検してから判断すべきだったんじゃないかと思うんですけれども、今の課長の説明ではそうした総点検はしていないということで受け止めてよろしいわけですね。

- 〇町長(森田 増範君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 森田町長。
- ○町長(森田 増範君) 近藤議員のほうからこの際、新しい建て替えといったこともしっかりと検討してはかるべきではないかというお話かなというぐあいに思っております。まあ、そういった視点のあるのかなというぐあいに思いますけれど、今中の原スキーセンター利用というのは、食堂もありますけども、公的な使い方をいろいろな場面でしております。交流事業もそうですけども、そうしたなかで今の中の原スキーセンターの存在があるんやじゃないかなと思っています。今回屋根がかなり傷みました。で、今年あるような状況であれば、来年以降もこういった強い風が吹く可能性があるだろうということで、今回壁も含めて、屋根を含めて、しっかりと取り組みをして、今後、先ほど担当のほうから述べましたように、30年あまりはしっかりと使い切っていこうという思いの中で提案をさせていただいているところであります。新しい建物を建ててということの御提案は非常に今後につなげる思いのなかでのご提案かなというぐあいにも思いますけど、今現在もそういった意味合いで使い、いろんな形で使ってきておるところでありますので、今のある施設のものをしっかりと活用しながらの取り組みにさせていただきたいと思っておるところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。
- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〇議員(10番 近藤 大介君) 議長、反対討論。
- ○議長(野口 俊明君) 反対討論、反対者の発言を許します。近藤 大介君。
- ○議員(10番 近藤 大介君) 反対討論をいたします。地区 30年経過した 3億円で取得した建物に、屋根と外壁の改修だけで 9,000万を支出するというのは過剰な投資になる恐れがあります。建物がいくら 60年もつからといって、今のスキーの需用が 30年先まで今と同じ形であるとは限りません。先々の収支の見通しをたてながらですね、本当にどういう対策が必要なのか、大規模修繕するのがいいのか、それとも建て替えるのがいいのか、あるいは必要最低限の支出を修繕をしながら場合によっては閉鎖するような

ことも検討するのか、いずれにしましても現在の経営状況と将来の収益見込みを立てないことにはそういったことには検討できません。このたびは必要最小限の修繕をするにとどめ、そうしたことを根本的に検討してから対策を講じるべきだと考えますので、本案に反対をいたします。

- ○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
- 〇議員(11番 西尾 寿博君) 議長、11番。
- ○議長(野口 俊明君) 11番 西尾 寿博君。
- ○議員(11 番 西尾 寿博君) 賛成という立場でお話したいと思います。なるほど雪は減っていくだろうと予想されています。だからこそグリーンシーズンに向けて今、さまざまな発展のための施策が始まろうとしております。築 30 年と言いながら、まだまだ 30 年は使えるというものでありますし、廃止する方向で検討したことはありません。私たちも廃止するようなことであれば大変だなと。この雪の大山寺の事業がほんとで根底から崩れるというふうに思っております。まして今回の強風による被害は事故的なもの、あるいは災害的なものであり、今すぐにでもやっていかなければならないものであると考えます。

そして、まあ調査は屋根に上がり、関係の方に調査していただいた結果がですね、やはり今のままでは一部的な補修よりも、きっちりとした屋根の修繕をしていただいて今後30年間は、安心してやっていくという方向性であると考えます。

また内部的には、まだまだ広々と非常に気持ちのいい私は施設だと思っておりますので、とりあえず今回は屋根を直して、今後使用していただければなというふうに思いまして賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可 決されました。

日程第13 陳情第3号

〇議長(野口 俊明君) 日程第 13、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情 を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、吉原美智恵君。

○総務常任委員長(吉原 美智恵君) ただいま議題となりました陳情第3号について総

務常任委員会で6月8日に委員全員で5人で審査いたしましたので、審査結果の報告を いたします。

陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情ですが、地方自治体は、さまざまな政 策課題に直面しており社会保障予算の充実、地方財政の確率は必要であります。

採決の結果、全会一致で採択と決しました。以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長(野口 俊明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のと おり採択とすることに決定しました。

_____·__·__·

日程第14 陳情第4号、日程第15 陳情第5号

○議長(野口 俊明君) 日程第 14、陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書と、日程第 15、陳情第 5 号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書の、計 2 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、岩井 美保子君。

○教育民生常任委員長(岩井 美保子君) ただいま議題となりました陳情 4 号と第 5 号 につきまして、教育民生常任委員会で 6 月 8 日に委員全員 6 人で審査いたしましたので、 審査結果の報告をいたします。

まず陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書ですが、将来を担う子どもたちのために豊かな教育環境を保障することは重要でありますが、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められるものは大きくなっています。そのための条件整備は必要です。

一方、本町においては、加配の教職員を付けるなど対策はとられているという意見も ありました。 採決の結果、採択4、不採択1で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 5 号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書です。「三つ子の魂百まで」と言われるように、幼児期は人間に必要な情操教育が培われる大事な時期であります。その子どもを預かる保育士の処遇、配置基準はまだまだ改善されたと言えません。保育士の資格をもちながら、他の仕事に就くという現状もあります。財源の確保をし、専門性や経験値を向上させる処遇改善は必要であります。

採決の結果、採択 4、不採択 1 で採択すべきものと決しました。 以上で、審査結果の報告を終わります。

〇議長(野口 俊明君) これから、陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「 替成者起立]

- ○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、陳情第 4 号は、委員長の報告のと おり採択とすることに決定しました。
- ○議長(野口 俊明君) これから、陳情第 5 号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準 の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を 行います。質疑はありませんか。
- 〇議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。
- 〇議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。
- ○議員(1番 加藤 紀之君) 第4号のほうには反対、反対者というか不採択にすべき とされた委員さんの意見がありますけども、第5号についてはそれがありません。どの ような理由で不採択とされたのかちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇議長(野口 俊明君) 岩井教育民生常任委員長。
- **〇教育民生常任委員長(岩井 美保子君)** どういう意味で反対されたかということですか。はい、それは反対をされた方の、失礼いたしましたマイクが通っていませんでした。

反対された方のご意見をはっきりしたいと思いますので、米本議員お願いします。

〔 「休憩」と発言するものあり 〕

○議長(野口 俊明君) 賛成者がありません。

〔 「休憩」「休憩」と発言するものあり 〕

- 〇議長(野口 俊明君) 休憩します。
- ○議長(野口 俊明君) 再開いたします。教育民生常任委員長、岩井 美保子君。
- ○教育民生常任委員長(岩井 美保子君) それこそですね、ここに書いておりますように、この陳情書の第5号ですね。これの陳情書の反対をされた方のということでございますが、他の仕事に就くというという現状もありますということで、財源を確保して専門性や、ってここ書いております、経験値を向上させる処遇改善は必要であるということで、のことでありました。
- 〇議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。
- ○議長(野口 俊明君) あなたは同じ委員会であります。
- 〇議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。
- ○議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。
- ○議員(1 番 加藤 紀之君) 今答弁いただいたものが、不採択理由にあたるのかちょっとよく分からないんですが、もう一度お願いします。
- ○議長(野口 俊明君) 教育民生常任委員長、岩井 美保子君。
- ○教育民生常任委員長(岩井 美保子君) それでは、分からないということですので、 米本議員から答えていただきたいと思います。反対しなった人は1人・・。
- 〇議長(野口 俊明君) はい、米本 隆記君。
- ○議員(6番 米本 隆記君) 実は私がこの陳情第5号で不採択とした1人でございます。これはですね、本町の保育園について考えた場合に、他町では、民間の保育園あるかと思いますが、本町に当てはめると、本町では民間の保育園がありません。ということは、本町で考えるのが、陳情の趣旨だと私は思っておりますので、それがもしも合致するようであれば、私も採択のほうになったと思いますが、しかし、これは本町にあてはまりませんので、私は不採択といたしました。以上です。
- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
 - これから陳情第5号を採決します。
 - この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、陳情第 5 号は、委員長の報告のと おり採択とすることに決定しました。

日程第16 発議案第4号

○議長(野口 俊明君) 日程第 16、発議案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意 見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 総務常任委員長 吉原 美智恵君。

〇総務常任委員長(吉原 美智恵君) だだいま議題となりました発議案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてですが、平成28年6月7日に総務常任委員会に付託されました陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情につきまして審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書、地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、長いので、「」と()を省略いたします。「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、 本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2017 年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲に する財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会 保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の 事項の実現を求める。

- 記、1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活 困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に 行うこと。
- 3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・ 事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して 経費を算定するものであり、廃止すること(これ以上、拡大しないこと)。
- 4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の 2016 年度以降も継続すること。
- 5. 2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 6. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 7. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。
- 8. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
- 9. 上記の財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
- 10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成28年6月21日 鳥取県大山町議会。

宛先、内閣総理大臣 安倍 晋三 様、内閣官房長官 菅 義偉 様、総務大臣 高市 早苗 様、財務大臣 麻生 太郎 様、経済産業大臣 林 幹雄 様 内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) 石原 伸晃 様、地方創生担当大臣 石破 茂 様。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(野口 俊明君) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

〇議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 発議案第 5 号、日程第 18 発議案第 6 号

○議長(野口 俊明君) 日程第 17、発議案第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫 負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択を求める 意見書の提出についてと、日程第 18、発議案第 6 号 保育士の処遇改善並びに職員配 置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書の提出についてを一括議題とし ます。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員長 岩井美保子君。

○教育民生常任委員長(岩井 美保子君) 発議案第5号 教職員定数改善と義務教育費 国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書の提出に ついて、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。 平成28年6月21日提出。提出者 大山町議会教育民生常任委員会委員長 岩井美保子。 提案理由のご説明をいたします。

平成28年6月7日教育民生常任委員会に付託されました陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情書につきまして審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度 政府予算に係る意見書。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割

は拡大している。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。1人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項の実現にむけて、地方 自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記、1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担 割合を2分の1に復元すること。

平成 28 年 6 月 21 日。鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。宛先は、内閣総理大臣 安倍 晋三 様、財務大臣 麻生 太郎 様、文部科学大臣 馳 浩 様、総務大臣 高市 早苗 様。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(野口 俊明君) 教育民生常任委員長の説明の中途でありますが、発議案、次が第6号であります。しかし、これを説明されるにあたりましては、正午過ぎることが予測されますので午後に再会をしてはじめたいと思います。午前中はここで休憩としたいと思います。

再開は午後1時といたします。休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

_____·__.

午後1時4分再開

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。

日程第18、発議案第6号であります。教育民生常任委員長 岩井美保子君。

〇教育民生常任委員長(岩井 美保子君) 発議案第6号 保育士の処遇改善並びに職員

配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書の提出について、上記の議案 を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成28年6月21日提出、提出者 大山町議会教育民生常任委員会委員長 岩井美保子。

提案理由のご説明をいたします。

平成28年6月7日教育民生常任委員会に付託されました陳情第5号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書につきまして審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書、2015年4月、子ども・子育て支援新制度(略:新制度)が施行された。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡大」及び「質の改善」をめざすとしているが、財源確保を含めて未だ十分とは言えない。

保育の現場では、実態に合わない保育士の配置基準による労働条件の厳しさや給与水 準の低さから、保育士不足が深刻であり、増加する待機児童への対応も遅れている。

こうした事態を解決するためには、国の責任による保育制度の改善と財源保障が不可欠である。新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた取組みが推進されるよう、国として保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを緊急に行い、そのために必要な財源を安定的に確保することが必要である。

よって、国におかれては、保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と安定的な財源確保を求めて、以下について要望する。

1. 十分な予算を確保し、保育士の配置基準と処遇の改善を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年6月21日、鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。

宛先は、内閣総理大臣 安倍 晋三様、財務大臣 麻生 太郎様、厚生労働大臣 塩崎 恭久様、文部科学大臣 馳 浩様、総務大臣 高市 早苗 様、少子化対策担当 大臣 加藤 勝信様、衆議院議長 大島 理森様、参議院議長 山﨑 正昭様

以上で提案理由の説明を終わります。

O議長(野口 俊明君) これから、発議案第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書の提出について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立〕

〇議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----·

〇議長(野口 俊明君) これから、発議案第6号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書の提出について、質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立〕

〇議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

____. · ___. · ___. · ___. · ___. · ___. · ___. · ___. · ___.

日程第 19 議員 圓岡伸夫君に対する懲罰の件について

○議長(野口 俊明君) 日程第 19、議員 圓岡伸夫君に対する懲罰の件についてを議題 とします。

地方自治法第117条の規定によって、圓岡伸夫君の退場を求めます。

[圓岡 伸夫君退場 午後1時6分]

- 〇議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長 野口 昌 作君。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 懲罰特別委員会の報告をいたします。

委員会報告書、大山町議会議長 野口 俊明殿。平成28年6月16日に本委員会に付

託された議員 圓岡伸夫君に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、報告します。

記、1 (懲罰事犯の有無)でございますが、懲罰を科すべきでないと認める。

2 (理由)審査では、地方自治法第 132 条に抵触するとされた、6 月 7 日の議会 全員協議会での、圓岡議員の 2 件の発言内容については、当日の全員協議会記録と照合 し、間違いないことを確認した。

しかし2件の発言内容は、個人的な主義、主張を述べられたもので、懲罰の事由となる地方自治法第132条規定の「無礼の言葉の使用」とまでは認め難く、要件にあたらないと判断し、圓岡議員に懲罰を科すべきではないと決しました。以上でございます。

- ○議長(野口 俊明君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
- 〇議員(13番 岩井 美保子君) 議長、13番。
- ○議長(野口 俊明君) 13番 岩井 美保子君。
- ○議員(13 番 岩井 美保子君) ただいまは委員長から報告を受けました。それでですね、それこそ書いてあることは、発言された書いてあることは全員協議会での発言は認めたということでございました。その文章、私が訴えた文章を読んでいただきますと、2点あると思っております。それは相手があること、それから2番目に背景があることということでございます。相手があるということに触れまして、この圓岡発言は、私は差別発言だと捉えております。ですから、3月議会で反対討論をされたときにですね、圓岡議員の月とスッポンという発言の取り下げの要求を議長にお願いをいたしました。この発言を許せば大山町議会の未来はない、1人の発言でとんでもないことになると直観いたしました。大山町議会の名誉にかけてもすぐに対応しないといけないと思ったからであります。休憩中に議会運営協議会で議長命令の取り消し処分となりました。このことは3月議会で、この本会議場で議員全員出席のもとに行われたことでありますので記憶にあると思います。

そこで委員長にお伺いいたします。議長の取り消し命令は不穏当の発言としてありますが、この不穏当の発言とはどういう意味にとらえておられますか。懲罰委員の皆さんのお一人お一人のご意見を伺いたいと思います。

- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長、9番。
- ○議長(野口 俊明君) 野口懲罰特別委員長。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 懲罰委員会に対してですね、今、委員っていいますか、委員長でございますから、不穏当発言についてどう思うかというようなことでございましたが、この不穏当発言ということについてはですね、審査会では別に何もやっておりませんし、そのようなことの懲罰委員会ではですね、そのような内容について審査したことはございません。

- 〇議員(13番 岩井 美保子君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 岩井 美保子君。
- ○議員(13 番 岩井 美保子君) それでは、この私が書いた文章ですが、その文章についてただ書いてある、全員協議会でテープ起こしをしてみたらそういうふうに書いてあるのでそれは認めたということだけでしょうか。再度伺います。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員長 野口 昌作君。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) はい、あの議事録を見ましてですね、この内容は、 岩井さんが書いておられる内容のことが、言葉の発言があったということは確認したわ けでございまして、これについて懲罰に値するかどうかということを話、審査したとい うことでございます。
- 〇議員(13番 岩井 美保子君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 岩井 美保子君。
- O議員(13 番 岩井 美保子君) それでは、今度ちょっと視点を変えます。これ相手があると先ほど申しました。町内の医療機関の調査はされませんでしたでしょうか。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員長 野口 昌作君。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 町内の医療機関の調査とかはやっておりません。以上です。
- 〇議員(13番 岩井 美保子君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 質疑は3回でございます。3回すみました。
- ○議員(8番 杉谷 洋一君) 議長、8番。
- 〇議長(野口 俊明君) 8番 杉谷 洋一君。
- ○議員(8番 杉谷 洋一君) ちょっと隣りの委員長さんにお伺いしますのでよろしく お願いします。

私はですね、この問題については、もうとにかく人間ドックがどうこうというような議論のなかで月とスッポン、あるいは米子の医療機関と大山と雲泥の差があるとか、あるいは大山診療所で緑内障になったら誰が責任をもつかというようなですね、正にこれから人間ドックをやりながら地域医療をしっかりがんばっていこうというね、何か水をさすような話だったでないかなというふうに思えて、まあ私も3月議会にいろいろあってこれ一応町は不再議というようなことであがったもんですけど、ここにですね、この6月議会に圓岡議員が再度物申されて、自分はそういうことは、何かそういう考えではなかった、自分の考えではなかったけど、議運のほうでそれやらやということでやられたとかいうことでですね、私はこの不再議は一時今度はまた違った形で、新たなことが発生したんではないかなということで、まあ先ほど岩井さんが、ことがもう一回3月の

ここまで戻ってきて、いったんではないかなという解釈のもとに、この懲罰のほうに名 前を連ねさせていただきました。

そこでですね、私が一つ一番心配するのはですね、じゃあ議員は何を言ってもいいのか、倫理感とかそういうものを持たずにとにかく言論は自由であるから、なんでもいいわというようなことには、ちょっと抵抗を感ずるもんです。

それでですね、この頃、テレビ等でも賑わっていますけれどね、法的、条例的には何ら触れないけども、やっぱり最後は道義的でまあというようなことですね、本当に町民さんあたりから見て、本当にこれは、圓岡発言はですね、いろいろ調べもしなかったとか、そういうことのことはただ書面しか見なかったということがあったわけなんですが、その3月議会、あるいは6月の全員協議会の中身は皆さんもうよくご存じだから、まあ別に細かく書かなくても委員会の皆さんもよく承知のことだからということでですね、まあ書かなかった、書いてなかったからそれはもうどうにもならんというようなことがあったんですけどね、このあたりの倫理観というのがしっかりもう一度議論して議員としてはどうあるべきかということも議論していただきたかったと思うんですけど、その辺りは委員長さん、この問題は別にそこまではもう議論しなかったと、書いてある、書いてなかったからそれで終わりなんだということなんでしょうか。お伺いいたします。

- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員長 野口 昌作君。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 今、杉谷さんのほうからありましたようなことでですね、審査をするなかで、やはり道義的、倫理的というようなことは非常に出ました。そういうことは確かにあるでないかということは話しましたが、しかし、この懲罰委員会に課せられた6月7日の全員協議会の発言内容についての審査でございますから、そこから考えますとこれ懲罰には該当しないということでございました。
- 〇議員(8番 杉谷 洋一君) 議長、8番。
- 〇議長(野口 俊明君) 杉谷 洋一君。
- ○議員(8番 杉谷 洋一君) 確かにですね、書いてなかったからそれはいいわいという私はですね、むしろ倫理的、道義的、そのあたりのことが一番だと思うんですけど、、まあそのあたりまでは、もうそこまで審議してなかったということで、皆さんが、何対なんだったですか、3対2、まあということで、懲罰に値しないということに決したという報告を受けましたけども。

何回も聞くようですけど、そのあたり、これはちょっとこれは次元が違うかも分からんけど、町民がもしこれを見られてこれで町民はああそうだよなと、どう思われるか、 委員長さんのお考えをちょっと聞きたい。

- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員長 野口 昌作君。

○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 私の意見というようなことでございますけん、私の意見になるかもしれませんけれど、まず、この月とスッポンということにつきまして、この6月の7日の全員協議会での遠藤雅士さんから出された文章のなかで、話のなかで出たことでございます。それでこの月とスッポンは何ら議員の討論するにあたって、この発言はごく当たり前だ、当然だというような見解もしっかりと雅士さんの話のなかに、話って、雅士さんの話をするときに、議員の間からも出ております。ですからこれが、杉谷さんや岩井さんが月とスッポンということがそれに値するという、懲罰に値するような発言だという捉え方でおられますけども、そうでなく全くそうでない。これは議員としてはこれくらいの発言は当然だというような見解を持っておられる人もたくさんと言いますか、あります。そういうことでございます。

それとその6月の7日の件でございますから、この件については月とスッポンとかということがですね、直接住民の方にあたるような場所での発言ではなく、委員会でこれをちょっと自分の考え方を言いたいために出してきている内容でございまして、このへんについて少し本会議での、それとはまた違ってくる、そういうことから倫理に関するということでございますと、また別だと思いますけども、そういうような観点からですね、皆さんがそういう判断をされたでないかなというぐあいに思ったりします。

- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。
- 〇議長(野口 俊明君) いいですか。
- ○議員(8番 杉谷 洋一君) いいです。
- ○議長(野口 俊明君) はい、西山 富三郎君。
- ○議員(15 番 西山 富三郎君) 委員長にお尋ねしますが、言葉とは自分の意思を相手に伝達するということが言葉の意味なんですよ。だから圓岡君が月とスッポンということを自分の意思で言ってるわけですね。個人の話じゃないですよ、圓岡君が公人で議場でも発言したし、全協でも発言してるんですよ。それから杉谷議員がお尋ねしたように、議運で決まったことを私は訂正するつもりはなかったとけれども、押し付けられてというふうなことをいっていますが、ルール違反ですよ。そのような委員会でのお話はなかったんですか。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員長 野口 昌作君。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 今、ありましたですけど、今西山さんのほうからありました懲罰委員会でですね、そのルールに反しているようなことについての話はということでございましたが、ルールに反しているというような話はありました。

しかし、この岩井さんのほうから、出されております文章のなかで、これが無礼な言葉にあたって、これが誰に対する無礼な言葉にあたるか、それが6月の7日の全員協議会での発言でございますから、誰に対して無礼な言葉にあたるかというような問題もご

ざいますし、それから本当にですね、これは問題ない発言だという捉え方をしておられる人もありますし、そういうなかでの話でございました。

- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 西山 富三郎君。
- ○議員(15 番 西山 富三郎君) ご承知のように議会というのはね、団体意思の決定をする機関で、その団体意思について監視するという重要な役割にあるんです。そうして議会は、議員は説明責任をするんです、説明責任が果たせられているんですよ。それで全協で圓岡議員の発言は終わったと、委員長がおっしゃるから終わってませんよ。ただ単に発言を削除すればいいというものではない、説明責任が必要なんですよ。住民にですね。納得のいかすような説明をしてこそ議員じゃないですか。そのような議論はなかったんですか。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員長 野口 昌作君。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) そのような団体責任だとかですね、説明責任というようなことがございますが、それが懲罰にあたるかということになるとそれは論外の話だと思います。
- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 西山 富三郎君。
- ○議員(15 番 西山 富三郎君) 野口議員も公人、私も公人、ここにおっしゃる方皆 さんが公人ですよ。教示をもたなければなりませんよ。審議が不十分だったとは思いま せんか。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 議長。
- ○議長(野口 俊明君) 懲罰特別委員長 野口 昌作君。
- ○懲罰特別委員長(野口 昌作君) 審議が不十分だったと思われませんか、これこそ無礼な発言であると思いますよ。(「無礼じゃないわい」との声あり)私は審議は十分にやったつもりでおります。(「そうだ」「ないない」との声あり)以上です。
- ○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(野口 俊明君) 質疑なしとみとめ、これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長。
- O議長(野口 俊明君) まず、委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- 〇議員(15番 西山 富三郎君) 議長、15番。
- ○議長(野口 俊明君) 15番 西山 富三郎君。

〇議員(15 番 西山 富三郎君) 委員長報告に反対の討論をいたします。圓岡議員に は懲罰を科すべきであります。

まず一つに、圓岡議員は、人間ドックは町内医療機関と米子の医療機関では月とスッポンである、この発言は町内医療機関を馬鹿にした発言であります。人を馬鹿にするということは差別になるんです。差別発言であります。議員にもとるべき発言であります。人間ドックの項目は、米子も大山町も同じです。(「同じじゃないですよ」「同じじゃないです」との声あり)変わってる、項目はいろいろありますけど、ほとんど項目は一緒です。(「発言者の話だけであります」との声あり)聞きなさい。それで、精密検査を要する場合は、米子の機関に紹介するのです。ですから町内の機関と米子の機関は連携をしております。月とスッポンというべきではありません。国民保険、診療所の意義に反します。さらに圓岡議員は議事録も訂正したくなかったが、議員に押し付けられた等とルール違反の発言であったと私は思います。

次に、もし大山診療所で人間ドックを診察された人が緑内障が発症した場合、これは誰が責任をとるかという発言であります。ご承知のように診療所は生命と健康に対する町民の安心と安全を確保することを主眼とした地域ごとに患者本位の診療提供体制を確立を目指している機関であります。地方自治体は住民福祉を増進することが目的で、地方自治法第244条に基づき診療所を設置しています。また国民健康保険第8条により設置された公の施設であり、町民に猜疑心を抱かせることは、この2法の精神を不理解だと言わざるをえません。また福祉行政に対する町運営を理解していないと言われてもしかたありません。執行機関、議会、住民が共同して豊かな大山町を築く理念にも反する許せない発言であります。

議会の懲罰は、いいですか、皆さん。議会の懲罰は議員の言動に対する議会の本質から追求するものですよ。議会の本質にもどづいていないか、これが追求の本拠ですよ。 議員は住民から選ばれた代表であります。代表とは住民に奉仕することであります。謙 譲と感謝、勇気と知性、誇りと情熱、初心忘るることなかれ、品位自律性を教示しなく てはならないのであります。凛然、毅然とした議会文化を作らなくてはなりません。住 民とともに歩く議会、住民に開かれた議会、住民に信頼される議会、全員で構築しなく てはならないのですよ。議会の正義、議会の危機管理、是は是、非は非、圓岡議員に懲 罰を科すべきであります。

なお、平成 26 年に医療介護総合確保推進法が制定されていることを付言いたします。 以上です。

- **〇議長(野口 俊明君)** 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。
- 〇議員(12番 吉原 美智恵君) 議長、12番。
- ○議長(野口 俊明君) 12番 吉原 美智恵君。
- ○議員(12 番 吉原 美智恵君) 委員会報告にやむなく賛成の立場で意見を言わせて

いただきます。

この懲罰動議は 6 月 7 日の全協の場面での無礼な言葉を使用しており、地方自治法 132 条普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては議員は無礼な言葉を使用 し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないというところに触れてそれについて抵触すると書いてあります。

懲罰というのは、議員に対する懲罰は、議会の秩序維持と品位保持のために認められた議会の内部的記述作用であります。振り返ってみますと6月7日の全協ですが、岩井議員が3月の取り消し発言のことを受けて、再放送についての議論が始まりました。その時にですね、圓岡議員は取り消し発言を受けたにも関わらず、自らの正当性を議長に指名させるのでもなく、自分自ら手を上げて正当性を主張されました。そのことについては全く圓岡議員に対しては私は怒りを持っております。そしてまた、再放送の弁明もされました。今回の議会の中で。その時に3月定例会において私同意のうえで、発言取り消しと言われましたが、全協の発言の場面では記録をみますと自分は議会運営委員会の決定にしたがっただけだというふうに言っておられます。

というように、住民を代表する立場にある良識ある議員として圓岡議員の資質は疑います。ですので本当は議会基本条例、私たちが作った議会基本条例第3条議員の活動原則、自らを律し、品位を重んじ、公正かつ誠実に活動する、それのほうに触れておるんではないかと思います。それでしたら私は賛成でございました。ただ今回、発議、動議の提出の抵触の理由が一致していないので私はやむなく賛成したところです。終わります。

- ○議長(野口 俊明君) 次に委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありません か。
- 〇議員(3番 大杖 正彦君) 議長、3番。
- 〇議長(野口 俊明君) 3番 大杖 正彦君。
- ○議員(3 番 大杖 正彦君) 私は委員長報告に反対の立場で討論したいと思います。 言論の自由、議会は言論の府と言います。しかし先ほどから話がありますように、自分自身の主張を通すためには、何を言ってもいいのか、そういうものではないと私は。言うまでもなく先ほどの話から我々議員は、住民から負託を受けた住民の代表であります。皆さん、異論はございませんね。そうであれば、私たち住民は、住民の目線で物事を考えて主張することが求められるとともに、相手の立場を敬い、尊重して言動するという正に西山議員の反対討論の講義、道徳講義にありましたとおり品位と倫理が問われると考えます。この考えは間違いでしょうか。町内で受けた人間ドックは米子の医療機関とでは、月とスッポンである、この発言は何を根拠にしたものでしょうか。私たちは医者のお医者様の意見を聞き取りに行きました。これは人間ドックは検査でございます。検査は80%以上機械が行います。で、この所見については医大からの先生、医師も加わ

ります。で、その差のありようがないとおっしゃってます。これは正に町内の医療機関に対し無礼であり、差別発言と言わざるを得ないと。今回の事案は、こういうことで地方自治法第132条に抵触するものとして委員長報告に反対をいたします。

〔 拍手する者あり〕

- ○議長(野口 俊明君) 次に委員長に賛成者に発言を許します。討論はありませんか。
- 〇議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。
- 〇議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。
- ○議員(1番 加藤 紀之君) 私は委員長報告に賛成の立場で討論をしたいと思います。 まず最初にですね、人間ドックに関して若干あやまった認識をもっておられる議員さん がおられるようですので、ちょっと参考までに私の調べた限りのものを説明したいと思 います。

検査項目というのはですね、各病院の施設や検査機器等によって、かなりばらつきがあると。日本人間ドック学会が示している推奨する検査項目というものに該当して、ちょっと詳しい内容は忘れちゃったんですけど、そこの学会の推奨するというか認める県内の病院というものは僅か8医院しかなかったのかというふうに私がみたものではなっておりました。それからですね、人間ドックにはそのような検査項目に基準というものが明確にはうたわれておりませんので、なかには少ない検査項目で費用も4万円という一律のものではなく、米子市には3万円で人間ドックを行っている病院もあります。ということをまず申し上げておきます。

それとですね、3月定例会の発言と6月7日全員協議会の話と混同されている部分が若干あるのかなと思って私は聞いておりました。3月定例会の発言は、6月7日の時点では取り消しをされているものですので、前提としてその話をされること事態がそもそもの間違いだと。そのなかで動議の提出理由、発言1、この中にはですね、何と何と比べたのかという話は出ておりません。

しかしながら、提案者は町内の医療機関に対し無礼な発言だとされておるのですけれ ども、発言の中にないのに何故町内の医療機関のものに対してのものなのか、そこの部 分は事実として誤認があるのかなというふうにまず1点思います。

それから 2 点目、議事録を確認する限りではこの話を再度持ち出されたと、圓岡議員が持ち出されたというふうにおっしゃっておられますが、実はこの話、持ちだされたというか、また掘り返されたのは、圓岡議員ではなくて別の議員なんですね。ていうのが 2 点目、それから 3 点目。地方自治法第 132 条の解釈についてですけれども、この 132 条非常に難しい。後半部分の他人の私生活にわたる言論をしてはならないという部分については誰が聞いても分かりやすい部分であります。しかしながら前半部分にあります無礼な言葉というのが非常に抽象的で、いったいどういう言葉が無礼にあたるのか、というものは、札幌高裁の 1950 年 12 月 15 日判決の中で無礼な言葉に関する話が出てお

ります。無礼な言葉を解するのに、社交の儀礼を標準としてはならない。で、社交の儀礼とはなんぞや、人と人とのつきあいの中で、用いられている礼法だと、そのような話しを具体的にすればですね、私のような年少議員が年長議員に向かって反対の意見を述べるということ、これが無礼だというようなことにあてはまるものだと思いますけれど、議会のなかでそのようなことを規定してしまうとですね、何も私は発言できなくなってしまいます。でですね、また別な話しとして 1952 年の最高裁の凡例の中では無礼な言葉に該当するかどうかは、法律解釈の問題であるというふうにされております。我々の中に法律解釈を正しくできる人がおるのかどうか、法律解釈を正しく最終的に決定するのは裁判所、裁判官だというふうに私は思っています。

そういう理由から、何ていうんですかね、刑事裁判における原則ですけれども、疑わしきは罰せずという言葉がありますけれども、提出理由、提案理由が怪しいもの、怪しいものというか、疑わしいもの、それから事実確認に基づいて、事実と照らし合わせて事実ではないもの、それに対してですね、懲罰を科すというものは、如何か、うーん私は思います。それからですね、もう1点、倫理に反するという話を先ほどからされていますが、懲罰特別委員会ではですね、この動議の提案理由、それから議事録の照会等を地方自治法等に基づいてしっかりと議論しております。それを通り越して、住民感情等を組み込んで話を広げていくということ事態が、そもそもの議会の倫理に反するものだと私は思っております。以上です。

- ○議長(野口 俊明君) 次に委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
- ○議員(5番 遠藤 幸子君) 議長、5番。
- ○議長(野口 俊明君) 5番 遠藤 幸子君。
- ○議員(5 番 遠藤 幸子君) 私は委員長報告に反対の立場で意見を述べたいと思います。懲罰動議の提出理由に2つありました。今までいろいろ言っておられますので、ちょっと他のほうは省きますけど、発言1のところに、やはり皆さん受け取り方がいろいろあると思うんですけども、私の受け取り方によって差別にあたる、相手の人に無礼な発言ととれる箇所があったから私はこの部分に懲罰、懲罰の中にもいろいろ謝罪、いろんな今ちょっと、4つぐらいありましてその中のどの分にあたるかは今どうこう言えないですけれど、あたる部分があると思って問いの1というのには、私はこれは接触する、抵触するというふうに答えました。

発言2のほうに関しては、ちょっと内容も今一つ分からない部分もあるもんですから、ちょっとどうとも言えなかったんですけど。その提出理由のなかの一つに抵触するほうがあるっていうことに関しては、やはり私はその懲罰動議に値する、そう思っております。

で、先ほど加藤議員おっしゃったですけども、やはりこの言葉を出すっていうことは、

この前後があるということですから、この言葉を出した一番のもとは、診療所をこれから、ドックをやっていこう、そういうこれからやっていこうという時に、あそこに行ったらどうだろうか、そんだけ差があるんだよ、違うんだよっていうことを言われて安心していけるでしょうか。やはり町民の人の心に不安を与える言葉だと思うんですよ。だからそういうものを、まあ大山、名和、中山、住んでいらっしゃる地域によっては受け取り方が違うかも分かりませんけども、でも誰が考えても、これから始めよう、特に命に、体に関わること、そういうことを見てもらう場所で不安を与えるようなことを言われたら、やっぱり二の足を踏むと思うんですよ。だから言葉っていうのは、凄く大事なものですから、いくら発言が自由、自由に発言していい、そうであっても相手の心、相手に対してこれはどうだろうか。やっぱり考えていうべき必要があると思います。

そういう理由で私は懲罰動議に抵触すると思いますので、委員長の報告に反対をしま す。

〔 拍手する者あり〕

- ○議長(野口 俊明君) 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。
- 〇議員(11番 西尾 寿博君) 議長、11番。
- ○議長(野口 俊明君) 11番 西尾 寿博君。
- O議員(11 番 西尾 寿博君) 私は懲罰を科すべきものではないということで発言したいと思います。

懲罰委員として私が最後になるんではないかなというふうに思いますが、まず懲罰委員会にかける理由がですね、132条に抵触するということで出されたものでありますが、本会議後や委員会で無礼な言葉を使用したり、他人の私生活に渡る言論をした場合、というふうになってまいりまして、なかなかちょっと解釈が難しいわけですが、委員あるいは議会人の方を名指しで何か言ったというふうに取れんこともあります。そういったことも含めていろいろ委員会では検討いたしましたが、今までの反対者の意見の中で人間ドックの内容は同じだと、実は人間ドックは様々でありますし、一番高いのであれば10万円以上というようなものもあります。その中で何かをチョイスしながらそれを人間ドックとして扱う。人間ドックの中にはランキングというようなものまで出ておりますし、内容は違うというふうに考えます。そして住民目線で考えるということは当然でありますが、住民の意見もさまざまであります。そして誰に対して失礼なのか、若干分かりづらいというふうに思いました。私たち委員は、懲罰については軽はずみな決定はできないものとして、圓岡議員が、あるいは岩井議員がどのような考えをもとに発言されたのかなというようなことも考えております。

もともと運営に問題がある施設であるからこそ、例えば赤字が続く、患者さんも減る、 固定医が定まらない、きちんとした計画、内容が問われたものだと考えます。経営改善 に向け、一生懸命にやれということには議決したところでありますが、この健診施設と してスタートしたばかりで、まだ内容も実はこれでいいのか悪いのか、執行部も不安がないとは言えないものです。町民も議員もおなじだと思います。そういった中でやる気にあたっての心配ごとについては、解決したわけでないので、今後も内容について、あるいは結果についてもいろんな意見が出る。そしてそれを皆さんで一つ一つ町民も合わせて解決してということになろうかと考えますので、さまざまは意見がこれからも出ますし、その結果をですね、執行部のほうもしっかり議員に対して出していただきたいし、将来のことについてもこれからも考えていかなければならない施設だというふうに考えますので、当然心配ごとを出したものであり、懲罰にはかからないというふうに考えました。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「議長、反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) その前に待ってください。
次に委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

- **○議員(14番 岡田 聰君)** 議長、14番。
- 〇議長(野口 俊明君) 14番 岡田 聰君。
- ○議員(14番 岡田 聰君) 私は委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず第1点はさきほどから出ておりますが、人間ドック、非常に米子の医療機関と月とスッポンほどの差があるというような趣旨でございます。私は一般的にその町内の医療機関と一般的に行われている人間ドックについて、町内の医療機関と米子の医療機関、月とスッポンほどの差はないと考えています。ということで、圓岡議員の発言は、町内の医療機関を侮辱するものであり、取りわけ大山診療所の存在を否定するものだと考えています。

不適切発言であるとして本人も同意し、発言を取り消されたにも関わらず、後日になって自分は認めていないなどど、言を左右にしたこの無責任な行動は議員のモラルと倫理に大いに欠けていると考えます。

また3つには、たいしたことではない、発言に問題はない、などという意見がございますが、例えて言うならば、世の中には非常に多いわけですが、被害者よりも加害者の人権を、言論の自由を守ることが大切だといってるものと同じでございます。言われた側の傷みや不利益を一つも考えようとしない、その弱い立場に思いを馳せることもできないと言えるのではないでしょうか。

対象である町内の医療期間がどのような影響を受けたか、そういうこともまた一応調査してほしかったと考えております。という意味において、委員長報告に反対討論といたします。

[拍手する者あり]

○議長(野口 俊明君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

- 〇議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。
- ○議長(野口 俊明君) 10番 近藤 大介君。
- ○議員(10 番 近藤 大介君) 発言の前に、大山開山1300年をまじかに控え、健康づくりまったなし、健康づくり運動など町政にさまざまな大きな課題があるなかでですね、言葉狩りともとれるような懲罰をするとかしないとかという内容で、議会がかくも熱くなっている今の状況を非常に残念に思いますし、また大変悲しく思います。(拍手するものあり)

委員長報告に対して賛成の討論をいたします。議会は言論の府と言われています。議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によっ決定されなければなりません。 会議規則の第一に、発言自由の原則が掲げられているように、議会においては特に言論を尊重し、その自由が保障されています。これは我々議員の教科書とも言える議員必携からの引用でもあります。

今回、岩井議員と杉谷議員から6月7日の全員協議会で圓岡議員が発言した内容について懲罰動議が出されておりますが、これは言論の自由を軽んじ、やや冷静さを欠いた動議であり、本当に残念に思います。また、委員長報告に対して反対討論された数名の議員の方の中には事実誤認であったりとか、今回動議の対象となっております6月7日の発言と3月定例会での発言を混同したなかでの発言も多く見受けられました。そもそも事の発端は確かに3月定例議会、人間ドックのやり方をめぐる国保会計の討論で圓岡議員が米子市内の病院と町内の医療機関の人間ドックを比較して月とスッポンと発言したこと。また米子市内の総合病院で人間ドックを受ければ眼圧検査が受けられるのに、大山診療所の人間ドックでは眼圧検査がメニューにないことをさして、緑内障の発見が遅れたらどうするんだと発言したことが原因となっております。

大山診療所は、固定医が見つからないまま毎年 1,000 万円を超える赤字経営になっておりますが、地元からは存続を望む声が多く、大山診療所のあり方が非常にデリケートな問題になっているなかで、私も圓岡議員の発言は不用意であったと思います。しかし月とスッポンの比喩が適切とも思いませんけれども、実際、町内の小さい医療機関と米子市内の総合病院ではその役割りや設備などが大きく違うことも一面の事実であろうと思いますし、また失明につながりかねない緑内障の早期発見に眼圧検査が有効であることを考えれば、米子市内の病院での人間ドックを国保の補助対象外とすべきでないという主張は町民の健康を守るため、町民の不安の声を代弁したものと考えられます。

多様な意見を出し合い、意見の総意を認めあってこその議会です。そのために言論の自由が憲法で保障されています。もちろん自由だからといって何を言っても許されるわけではありません。言葉は時に人を殺す凶器ともなり得ます。しかし、今回の月とスッポンという比喩が果たして暴力的とまで言えるでしょうか。むしろ圓岡議員の発言の本来の趣旨よりも言葉じりを捉えて自分と異なる意見を懲罰、すなわち懲らしめて罰をあ

たえる形で封じ込めようとする姿勢のほうが、私にはより暴力的のように感じます。

ましてや、今回、両議員が懲罰の対象としているのは、圓岡議員の3月の定例会での発言ではありません。先日の全員協議会で圓岡議員が月とスッポンとはこれこれこういう意味で使用しましたという弁明、この弁明の言葉をとらえて無礼だとされています。少し感情的に反応された感が否めません。

今回、懲罰委員会では、懲罰特別委員会では、圓岡議員の発言は懲罰にあたらないと の判断でした。賢明な判断をしていただいたと思いますので、私はこれを支持します。

最後に、近頃の日本は景気が低迷する中、貧富の格差が広がり、近隣諸国との摩擦も増え、日常生活のゆとりがなくなり、さまざまな形で暴力が身の回りで増えてきているように感じます。私は戦争を体験したことのない世代ですけれども、近頃の日本の世相は昭和初期の状況に似ているように思えてなりません。大げさなことをいうと思われるかもしれませんが、いつか来た道を繰り返さないためには、相容れないものを認め、許す寛容な心と理性を失わない冷静さが必要です。成熟した大人の分別を示してくださいますようお願いいたします。

[拍手するものあり]

- ○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。
- 〇議員(6番 米本 隆記君) 議長、反対討論。
- 〇議長(野口 俊明君) 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。 〔 拍手するものあり 〕待ってください。6番、米本 隆記君。
- ○議員(6番 米本 隆記君) 私は委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。 実はですね、先ほど皆さん方ずっと言っておられますけど、この懲罰動議を出されたお 二人の考え方というのは、皆さんご存じのようにその前後の内容もはさみますよという ことは言っておられます。

実は、こういうことをいっちゃあなんですけども、本来でしたら、月とスッポン、また大山診療所で人間ドックを受けたら緑内障になりますよという言葉は、何故3月定例会に議会運営委員会として取り消しをさしたということです。これはですね、あまりにもこの反響が大きく、町民の皆さんに出てしまうというところで、本人にも了解を得て、発言取り消しを申し出て、議長のほうはこれをわざわざ発言取り消しをして同じ言葉を出さないように、ということで議長権限でこれは取り消されたもんでございます。

それをわざわざまた持ち出してきて、この6月7日初日の全員協議会のなかで、これ公式な会議です。そのなかで、自分は発言取り消しする気はなかった。議会運営委員会がこれを取り消すようにといったから自分は応じただけだということで、自らは取り消す意思がないということをきちんとはっきり申しました。私はこの二つの懲罰委員会で二つ出している発言につきまして、月とスッポンとか、緑内障を発症したらということはもう言葉として出てしまっています。私はこれ悲しいんですよ。本人が、その取り消

しを認めるんであれば、その場でもう取り消しを認めて、それに反省すれば良かったものをまるっきり反省の意図が見えません。私はこの言葉が一番問題だと思っております。ですから私はこの発言につきましては、懲罰にあたるというふうに感じています。以上で終わります。

〔 拍手するものあり〕

- ○議長(野口 俊明君) 次に賛成者の発言を許します。
- 〇議員(7番 大森 正治君) 議長、7番。
- 〇議長(野口 俊明君) 7番 大森 正治君。
- ○議員(7番 大森 正治君) 私は委員長報告に賛成の立場で討論しますけれども、実はですね、先ほどから出ておりますように、この圓岡議員が発言された、3月議会で発言された内容につきましては、私自身も誠に不適切な発言だったというふうに考えております。もしあの直後に、懲罰動議が出されたならば賛成しているかもしれません。ただあの場合、発言取り消しということで、一応決着を見ております。そしてこのたび懲罰動議が出されたのは6月7日の全員協議会での、圓岡議員の2つの発言に対してであります。やっぱりこのことを論議して考えて判断すべきかなというふうに私は思いました。その発言の1と言いますのが、圓岡議員はこういうふうに発言しておられます。

聞いていらっしゃる町民の皆さんにも分かるように、全文を言いたいと思いますが、「月とスッポンという慣用句は、比べようがないほど違うんだという意味合いなんですよ。 それを結局片っ方が優れてて、片っ方が劣っているというふうにたっているというのが自分の心の中にそういう気持ちがあるからそういうふうに思うんだ。大きな違いがあるって言ったんです。」というこれの発言に対して、無礼な発言であるかっていう判断は私は無理だろうなというふうに考えます。

それから2つ目の発言ですね、圓岡議員はこういうふうに発言しておられます。頭にはもしがついてるんですよ、もし、だから仮定の話です。それでなおかつ、なになにかで終わっているんで、疑問文なんです。それをね、さもそうだというふうに断定をして受け取るというのは、それは文書をちゃんと読んで欲しいと思います。というこの発言です。これに対しても理由としては無責任かつその発言を受け止めた全議員を蔑んでいるかのようであるというふうに理由が述べてありますけども、私はそこまでは受け取れないなというふうに思います。これも懲罰に付すには無理があるんじゃないかなというふうに考えました。

この際ですね、言わせていただくならば、圓岡議員のこの大山診療所での人間ドックとしての健診センターの役割りについて反対しておられますが、これに対してもそれから日頃より、大山診療所の存続にも反対していらっしゃいますが、この考えには絶対にくみするものではありません。むしろ私自身は大山町診療所の存続を求めますし、人間ドックという健診センター化も一つの選択肢だというふうにかねてより発言しておりま

して賛成ではあります。そのことを付言しておきたいと思います。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議員 圓岡伸夫君に対する懲罰の件についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、圓岡伸夫君に懲罰を科すべきではないとすることです。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立〕

〇議長(野口 俊明君) 起立少数です。

したがって、圓岡伸夫君に懲罰を科さないとすることは否決されました。お諮りします。圓岡伸夫君に懲罰を科すことに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

〇議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、圓岡伸夫君に懲罰を科すことに決定いたしました。 ここで休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時45分再開

〇議長(野口 俊明君) 再開します。

〔「議長、発言訂正をお願いします」と呼ぶものあり〕

- 〇議長(野口 俊明君) 6番 米本 隆記君。
- ○議員(6番 米本 隆記君) 先ほどの討論のなかでですね、大山診療所で人間ドックを受診した人が緑内障を発症し、それが原因で失明されたらということを言おうとしましたが、文章が長くてですね、大山診療所で人間ドック受けた方が緑内障を発症するといいきってしまったようです。お詫びして訂正いたします。
- ○議長(野口 俊明君) はい、許可いたします。

_____. · ___. · ____.

- 〇議員(8番 杉谷 洋一君) 議長。
- 〇議長(野口 俊明君) 8番 杉谷 洋一君。
- O議員 (8 番 杉谷 洋一君) 先ほどの圓岡伸夫君に対する懲罰は陳謝を科すことを望みます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

〇議長(野口 俊明君) ただいま杉谷洋一君から、圓岡伸夫君に対し陳謝の懲罰を科す

ことの動議が提出されました。この動議は、2人賛成者がありますので成立しました。 陳謝の懲罰を科すことの動議を直ちに議題として採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、圓岡伸夫君に陳謝の懲罰を科すことの動議は可決されました。

○議長(野口 俊明君) 圓岡伸夫君の入場を求めます。

[圓岡伸夫君入場]

○議長(野口 俊明君) ただいまの議決に基づいて、これから圓岡伸夫君に懲罰の宣告 を行います。

〇議長(野口 俊明君) 圓岡伸夫君に陳謝の懲罰を科します。これより、圓岡伸夫君に 陳謝をさせます。

圓岡伸夫君に陳謝文の朗読を命じます。

登壇して陳謝文を読み上げてください。あっ、ここにあります。陳謝文のみの陳謝でお願いします。

〔 圓岡伸夫君 登壇〕

〇議員(4番 圓岡 伸夫君) 陳謝文、私は、6月7日の全員協議会の中、無礼な言辞を用い、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責にかえりみて、まことに申しわけありません。ここに深く反省し、陳謝します。平成28年6月21日。大山町議会議員

圓岡 伸夫。

○議長(野口 俊明君) 申し訳ないこちらの・・

[「もう発言は終わりました」と呼ぶものあり]

〇議長(野口 俊明君) ただいま圓岡 伸夫君の陳謝、終わりました。

_____.

日程第20 議員派遣について

○議長(野口 俊明君) 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、佐賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される、7月21日から7月22日の市町村議会議員研修に、西山富三郎議員・岩井美保子議員・大杖正彦議員を、8月4日から8月5日の市町村議会議員特別セミナーに、野口俊明議長・西尾寿博議員・遠藤幸子議員・大杖正彦議員を、8月9日から8月10日のグローバル化する地域社会~トップマネジャーの方

のために~、野口昌作議員を派遣するもの、7月26日に伯耆町で開催される西部町村議会議長会主催の正・副議長、局長合同研修会に、岡田聰議員を派遣するもの、7月5日から7日に大山町議会議員行政視察として、新潟県見附市、群馬県下仁田町、神奈川県鎌倉市、大磯町、伊勢原市に全議員を派遣するもの、8月26日に、三朝町で開催される、鳥取県町村議会議長会主催の広報研修会に、米本隆記議員、圓岡伸夫議員、近藤大介議員、大杖正彦議員、大原広巳議員、加藤紀之議員の6人を派遣するもの、8月31日に伯耆町で開催される、西部町村議会議長会主催の自治功労表彰式及び研修会に、議員全員を派遣するもの、8月28日から29日に大阪府で開催されるだいせんファンクラブ交流会に、吉原美智恵議員・近藤大介議員・圓岡伸夫議員を派遣するものであります。お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 異議ありということですが・・賛成者は。動議なら賛成者が必要です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(野口 俊明君) はい、大杖 正彦君。
- ○議員(3番 大杖 正彦君) 特に、特段のことでないです。ちょっとミスプリントではないかと思って確認のためです。1と2に、私2回の議員派遣に指名されておりますが、2回行かなくちゃいけないということでしょうか。1回に勘弁してもらえないでしうよか。

最初の1のほうに希望いたします。

○議長(野口 俊明君) ちょっと待ってください。休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時57分再開

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。訂正いたします。

7月21日から7月22日の市町村議会議員研修に、出席されるのは、西山富三郎議員・ 岩井美保子議員のお二人であります。大杖正彦議員は申込みされておりましたが、向こ うで抽選にもれましたということでございます。

以上であります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 異議なしと認めます。従って議員派遣することに決定しました。

日程第 21~25 閉会中の継続調査について

○議長(野口 俊明君) 日程第 21、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから 日程第 25、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。 総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

____.

閉会宣告

○議長(野口 俊明君) これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。 会議を閉じます。

平成28年第5回大山町議会定例会を閉会いたします。

○局長(手島 千津夫君) 互礼を行います。一同起立、礼。

午後2時59分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 大原 広巳

署名議員 大杖 正彦